

華鐘コンサルタントグループ・上海市外国投資促進中心

第 38 回春季中国セミナー（オンラインセミナー）

「当面の中国経済状況と日系企業事例報告」

セミナーの付属資料

2025 年 5 月



作成・編集：華鐘コンサルタントグループ

www.shcs.com.cn

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司
上海華鐘投資コンサルティング有限公司
上海華鐘信息管理コンサルティング有限公司
上海華鐘国際貿易有限公司
株式会社華鐘コンサルティング

非売品（会員内部資料）

本資料は全て華鐘コンサルグループがその著作権を有し、
弊社の許可なく一切の複写及び転載を禁じます。

目 次

1. 付属資料

- 1) 月刊華鐘通信・2025 年第 1 四半期の中国経済実績値特別報告(25 年 5 月)・・・1
- 2) 「市場参入ネガティブリスト（2025 年版）」に関する Q&A(1～4) ……4
- 3) 『西部地区奨励類産業目録（2025 年版）』に関する Q&A(1～2) ……12
- 4) 『会社登記管理実施弁法』に関する Q&A(1～2) ……16
- 5) 2025 年度第 1 四半期における中国各地の最低賃金基準に関する Q&A ……20
- 6) PFAS 問題の深化と中国フッ素化学品産業への影響に関する Q&A(1～4) ……22
- 7) 電気自動車給電設備に対する強制性製品認証の実施に関する Q&A(1～3) ……30
- 8) 2024年度の広州市の社会保険制度に関するQ&A ……36
- 9) 2024 年度の深圳市の社会保険制度に関する Q&A ……38
- 10) 『自然人ネットショップ管理規範』に関する Q&A(1～2) ……40

2. 華鐘コンサルタントグループの紹介

3. 「華鐘希望奨学基金」への義捐金募金の呼びかけ

4. 提携関係にある開発区及びパートナーの紹介



特別報告

トランプ相互関税政策に対峙する中国経済

2025年の第1四半期が終了して、実質国内総生産（以下実質GDP）成長率は前年同期比5.4%増と発表された（具体的数値は本稿最終ページを参照願う）。直前の前年第4四半期の成長率の5.4%に並んでいるが、前期比（前年第4四半期に対する成長率）は1.2%増で、比較的順調な成長が持続していることを示している。もっとも生活実感に近い名目成長率（物価変動を補正しないネットの成長率）は4.6%増である。物価変動要素を加味した実質成長率が高いということは物価が下がり続けているデフレ気味の状況であることを示している。名目成長率が実質成長率より低い「名実逆転」は既に2年間8四半期も連続しており、今期のCPI（消費者物価指数）もマイナス0.1%であり、政府目標の2%上昇にはかなり遠い。やはりサプライサイドの圧力が強く、民間の消費が追い付かない状況であろう。

この5.4%増の成長率はトランプ関税に対するアメリカ向け駆け込み輸出が増えたためという言い方がされているが、中国からアメリカ向けの輸出金額は中国のGDPの2%強を占めるにすぎず、さらに全世界への輸出が前年同期比6.9%増（中国税関データ・RMBベース）に対してアメリカ向け輸出は前年同期比5.6%増（同）でしかない。アメリカ向けの駆け込み輸出がGDPを押し上げて5.4%増だったというのは的外れであろう。

注目されるのは、アメリカの今年第1四半期の実質GDP成長率が前期比年率0.3%減と3年ぶりのマイナス成長となったことである。マスコミでは駆け込み輸入の影響が大きいと報道されているが、中国税関データでは中国の輸出（相手国では輸入）はASEAN向けが前年同期比8.1%増、EU向け3.7%増、アメリカ向け4.5%増、日本向け2.8%増であった。輸入はASEANから2.8%増、アメリカから1.4%減、日本から4.1%減と、アメリカと中国の貿易戦争の影響は全く出ていないと言って差し支えない。

さて1月20日に第2次トランプ政権が発足して以降、トランプ大統領は就任から最初の100

日で、署名した大統領令は歴代最多の180本を超え、中でも矢継ぎ早に高関税政策を打ち出してきた。不法移民や合成麻薬問題を理由に中国、カナダ、メキシコに20～25%の関税措置を講じた「国ベース」に続き、3月12日には鉄鋼・アルミニウムの輸入に対して一律25%関税、続いて3月26日には自動車輸入に対しても25%関税をかけると発表して「品目ベース」での課税についても強めてきた。

そしてトランプ大統領が「アメリカ解放の日、米国史上最も重要な日の一つ」と位置づけた4月2日には、アメリカが独断で高関税を課していると評価した相手国に対してアメリカも同水準まで関税を課するという、いわゆる「相互関税」政策を発表した。まず、全ての国や地域に一律で10%の関税を課して、そのうえで、高い貿易障壁を持つ相手国に対しては、より高い税率を課するという政策で、5月9日から適用する、と発表された。日本、中国、ベトナム、マレーシア、カンボジア、EU、インド、韓国、台湾などからの輸入品に対して、24%、34%、46%、24%、49%、20%、26%、25%、32%などの関税を課するという政策である。最貧国に近いカンボジアやベトナムからの輸入品に対しても49%、46%関税という高率関税をかけるというのは、中国から迂回してアメリカに輸出される迂回輸出品に対する対策であろう。多くの国が対策を検討する中で、中国だけは間髪を入れずアメリカからの輸入品に対して同率の報復関税をかけることを発表したのも、これに激怒したトランプ大統領が更に関税を上乗せして、ついにはアメリカは中国からの輸入品に対して145%の関税をかける、中国はアメリカからの輸入品に対して125%の関税をかける、というお互いに非現実的、かつ破天荒な数字まで行きついてしまった。

そもそも関税というのは、アメリカの輸入業者が自国に商品を入れる際に、アメリカ政府に納付する税金であって、貿易相手国の輸出業者が負担するものではない。ただ輸入国の関税を

輸出国の業者が半分負担するとか、極端にはアメリカの工場までの全経費を輸出業者が支払うというような貿易契約もあって一概には言えないが、とにかくアメリカが輸入品に対して高額の税金を課すということはアメリカ国内の増税政策であることに変わりない。

さてこの破天荒な「相互関税」政策を聞いた世界中の投資家は、これではアメリカ経済と世界の国際貿易が壊滅する！と仰天した。「国ベース」と「品目ベース」の双方の関税政策に加えて「相互関税」の発動で、第2次トランプ関税政策の総まとめとなったはずであるが、当日の株式市場と債券市場では暴落相場となり、アメリカ国債も一斉に売られた。これを見たトランプ大統領（実質はベッセント財務長官）はわずか9時間後に「中国を除いて、相互関税開始を90日間延長する」と発表せざるを得なくなった。かなり散々な「アメリカ解放の日」となったのである。

トランプ大統領の関税政策は単純に輸入品を減少させることによって、1. 貿易赤字を減少させる、2. 製造業をアメリカに取り戻して忘れられた労働者の雇用機会を取り戻す、ということが目的とされる。確かに前年の2024年にはアメリカの貿易赤字は史上最大となる1兆2,117億ドル（182兆円）を記録した。一方で偶然にも中国も2024年に史上最大となる9,921億ドル（約149兆円）の貿易黒字を記録した。日本の輸出入貿易総額でも200兆円ほどなので、これらの貿易赤字や貿易黒字がどれだけ巨大なものが分かる。アメリカの貿易赤字の中で中国相手の貿易赤字は2,633億ドル（ジェトロ資料）で全体の22%、中国の貿易黒字の中で対アメリカ相手の貿易黒字は3,569億ドルで全体の36%（中国税関資料、アメリカと中国では貿易相手の定義が異なるので数字も異なる）になっている。これらの数字がトランプ大統領の言う「アメリカはひたすら搾取されてきた」ということであろうが、確かに筆者のように1970年代末期に中国で暮らし始めた人間にとっては、中国が外貨の蓄えなど全くなかった時代から、現在の3兆ド

ルを超える外貨を保有する金持ちの国になるまで、その経緯を見てきたので、その多くの富がアメリカから流入したことはよく分かって、トランプ大統領の思いも理解できないわけではない。

しかしトランプ大統領は若干思い違いをしていたのかもしれないが、現在のアメリカと中国の貿易構造は、アメリカは（日本も）人々の毎日の生活に不可欠なものを中国から輸入しており、一方の中国は熾烈な貿易制限を受けており、アメリカから輸入するものは他の国からでも買えるボリューム品であり、輸入が止まっても人々はほとんど困らない。アメリカは中国からの輸入が止まれば大統領のかぶる赤いMAGA(Make America Great Again)帽子もネクタイもスニーカーも無くなってしまう。ウォルマートやホームデポなどの小売業者は、大統領に現状が続けば「店の棚は空になる」と警告したという。

結論的には今回のトランプ大統領が中国に仕掛けた関税戦争は最初から勝負にならないことは明らかで、5月11日にアメリカ側からベッセント財務長官、中国側から何立峰副首相が出席してジュネーブで会談するという一発勝負のトップ会談で、相互関税の115%は他国と同じく90日間延期して、アメリカ側は30%、中国側は10%の関税をかけることで落ち着いた。現下のアメリカの貿易赤字と中国の貿易黒字を見れば、この関税率の差は焼け石に水であろうが、アメリカは（日本もその他の国も）中国からの輸入品が無くなれば、人々の日常生活が成立しないのでやむを得ない。

4月22日、国際通貨基金（IMF）は基準点を4月4日時点とした上で、2025年の世界の成長率見通しを前回1月時点の予測から0.5ポイント下げて2.8%とした。アメリカは0.9ポイント下げて1.8%成長、中国は0.6ポイント下げて4.0%成長とした。この予測でもアメリカの打撃の方が大きいですが、先日のベッセント・何立峰会談を受けて決着した関税率が続けば、両国とも今回の中米関税戦争の影響はほぼ無い程度の経済成長が可能と思う。

（董事長 古林恒雄 2025/5/15 記）

2025年第1四半期の中国経済実績値

項 目	単位	2024 年		2024 年		2025 年	
		通年	前年比	1-3 月	前年同期比	1-3 月	前年同期比
国内総生産(GDP)	億元	1,349,084	5.0%	296,299	5.3%	318,758	5.4%
第一次産業	億元	91,414	3.5%	11,538	3.3%	11,713	3.5%
第二次産業	億元	492,087	5.3%	109,846	6.0%	111,903	5.9%
第三次産業	億元	765,583	5.0%	174,915	5.0%	195,142	5.3%
工業生産付加価値額	億元	-	5.8%	-	6.1%	-	6.5%
固定資産投資	億元	514,374	3.2%	100,042	4.5%	103,174	4.2%
東部地区投資	億元	-	1.3%	-	5.7%	-	2.2%
中部地区投資	億元	-	5.0%	-	4.1%	-	5.5%
西部地区投資	億元	-	2.4%	-	1.4%	-	6.2%
東北部地区投資	億元	-	4.2%	-	9.6%	-	9.7%
第一次産業投資	億元	9,543	2.6%	1,804	1.0%	2,081	16.0%
第二次産業投資	億元	179,064	12.0%	33,213	13.4%	36,141	11.9%
第三次産業投資	億元	325,767	-1.1%	65,025	0.8%	64,952	0.1%
不動産開発投資	億元	100,280	-10.6%	22,082	-9.5%	19,904	-9.9%
社会消費品小売総額	億元	487,895	3.5%	120,327	4.7%	124,671	4.6%
小売業	億元	432,177	3.2%	106,882	4.0%	110,644	4.6%
飲食業	億元	55,718	5.3%	13,445	10.8%	14,027	4.7%
自動車販売台数	万台	3,144	4.5%	672	10.6%	747	11.2%
卸売り物価指数(PPI)		-	2.2% ↓	-	-2.7% ↓	-	2.3% ↓
消費者物価指数(CPI)		-	0.2% ↑	-	0.0% ↑	-	0.1% ↓
食品		-	0.1% ↓	-	-1.7% ↓	-	0.7% ↓
衣服		-	1.4% ↑	-	1.6% ↑	-	1.2% ↑
全住民可処分所得(実質)	元	41,314	5.1%	11,539	6.2%	12,179	5.6%
都市可処分所得(実質)	元	54,188	4.4%	15,150	5.3%	15,887	5.0%
農村部純所得(実質)	元	23,119	6.3%	6,596	7.7%	7,003	6.5%
輸出入貿易総額	億ドル	61,623	3.8%	14,313	1.5%	14,344	0.2%
一般貿易	億ドル	39,536	2.7%	9,321	1.5%	9,167	-1.9%
加工貿易	億ドル	11,147	3.0%	2,470	-32.0%	2,605	5.5%
輸出総額	億ドル	35,772	5.9%	8,075	1.5%	8,537	5.8%
輸入総額	億ドル	25,851	1.1%	6,238	1.5%	5,807	-7.0%
貿易黒字	億ドル	9,922	20.5%	1,837	-10.3%	2,730	48.6%
外貨準備高	億ドル	32,000	-1.2%	32,457	1.9%	32,407	0.0%
対外債務残高	億ドル	24,198	-1.1%	25,126	0.9%	-	-
社会融資増加額	億元	322,558	-9.4%	129,287	-11.1%	151,771	18.5%
非銀行融資増加額	億元	155,979	14.8%	36,670	-3.1%	55,783	57.5%
マネーサプライM2	千億元	3,135	7.3%	3,048	8.3%	3,261	7.0%
外国投資契約件数	件	59,080	9.9%	12,086	20.7%	12,603	4.3%
外国投資実行総額	億ドル	1,162	-28.8%	425	-29.6%	375(※)	-11.8%
対外投資実行総額	億ドル	1,628	10.1%	342	8.7%	357	4.4%
上海株価指数		3,352	377 ↑	3,041	232 ↓	3,336	295 ↑
株式時価総額	億元	854,721	10.6%	768,946	-9.4%	865,178	12.5%
株式取引総額の総計	億元	2,547,856	20.1%	514,853	-1.0%	853,653	65.8%
為替レート 1 US\$	元	7.1884	1.5%	7.0950	3.2%	7.1782	1.2%
100 円	元	4.6233	-7.9%	4.7158	-8.8%	4.8355	2.5%
1 ユーロ	元	7.5257	-4.2%	7.6765	2.4%	7.7962	1.6%

※ 本稿編集日現在、商務部からの米ドル金額が未発表であるため、第1四半期に関する中国全国外資導入額と対外投資実行総額は、外貨管理局が2025年3月末時点で発表した為替中間レートに基づき算出した参考値です。

★中国ビジネス相談Q & A

■ 『市場参入ネガティブリスト（2025年版）』について（1）

Q: このほど公布された「市場参入ネガティブリスト（2025年版）」について、教えてください。

＜政策法規＞＜市場参入ネガティブリスト＞＜2025年版＞

A: 2025年4月24日、国家発展改革委、商務部、市場監督管理総局は「[市場参入ネガティブリスト（2025年版）（中国語：市場准入負面清單）](#)」（以下、「リスト（2025年版）」）を公布しました。公布日より施行され、2022年版リストは同時に廃止されます。「リスト（2025年版）」には計106項目が掲載され、2022年版から11項目減少し、市場参入の制限がさらに緩和され、市場参入の管理がより最適化されました。

1. 「リスト（2025年版）」の背景紹介と4つの改善内容

中国では、2018年末に市場参入のネガティブリスト制度が全面的に実施されました。2018年に発表された初版の市場参入のネガティブリストは、2019年、2020年、2022年、2025年の4回の改訂を経て、リスト内の項目数が初版の151項目から106項目に圧縮され、多くの業界の参入規制が緩和されました。

また、2024年8月に国务院弁公庁は「[市場参入制度の改善に関する意見](#)」（以下「意見」という）を発表し、「市場参入のネガティブリスト管理モデルの改善」を要求しました。今回発表された「リスト（2025年版）」は、「意見」発表後の最初のリストで、制度の基本要求と枠組みの全体的な安定性を維持した上で、前書き部分では主に以下の4つの面で改善されたことが説明されています。

1) 「全国統一リスト」管理要求の改善

「リスト（2025年版）」の前書き部分では、産業、投資、インターネット、重点生態機能区等の要求に従って編成された全国レベルの各種参入リストをすべて市場参入のネガティブリスト管理に組み込むことが明確にされています。同時に、特定の地域で参入を緩和する制度を改善し、特定の区域で法に基づいて市場参入管理措置を調整又は中断する場合は、ネガティブリストと直接連携し、地方の先行試験と改革の探求を支持します。

2) 市場参入項目の実施要求の改善

参入許可項目について、「リスト（2025年版）」は、地方の各レベルの政府が法的根拠、技術基準、許可要求、手続期間の公開を明確に要求し、市場参入サービス規程を制定し、経営主体が所定の条件と方法に従って合法的に参入するように求めています。また、市場参入禁止又は参入許可を実施せず届出管理とする項目については、届出の名目を借りて実質的には許可を必要とする手続きを設置してはならないとし、透明で規範的な参入をさらに推進します。

3) 他の参入規定との接続要求の改善

国内外の経営主体が中国国内で投資経営を行う場合は、「リスト（2025年版）」の各種規定を統一適用し、国民待遇の要求を実施します。その上で、外国の投資家が中国国内で投資する場合は、さらに「外

華鐘コンサルタントグループ会員専用

商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」の関連規定に従う必要があります。外国のサービス提供者が中国国内を対象としてサービスを提供する場合は、さらに「越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」の関連規定に従う必要があります。

4) 市場参入の規範化と利便化の要求の改善

「リスト（2025 年版）」の実施にあたって、各種経営主体の登記を統一し、経営主体の経営範囲登記と市場参入ネガティブリスト上の管理措置の連動を推進することを明確にしています。

※中国で実施されている市場参入ネガティブリスト制度、定義、実施背景、リストに含まれていない管理措置、前述の三期リスト（2019 年、2020 年、2022 年版）及び外国資本企業向けの全国と自由貿易試験区版の外資参入ネガティブリスト等の内容については、弊社のウェブサイト（<https://www.shcs.com.cn/>）の「ビジネス Q&A」又は「法律データベース」の欄で、「ネガティブリスト」等のキーワードを検索して閲覧することができます。

2. 「リスト（2025 年版）」の主な調整内容

「リスト（2025 年版）」の改訂は、近年の法律法規の制定・改正・廃止・解釈及び行政許可制度改革の成果を全面的に反映しており、項目数は 2022 年版の 117 項目から 106 項目に縮小され、全国的な具体的管理措置は 486 条から 469 条に縮小され、地方の管理措置は 36 条から 20 条に縮小されました。具体的には以下の 2 つの分野を含んでいます。

1) 参入障壁の引き下げ、市場活性化の促進

「リスト（2025 年版）」では、一連の全国的な措置の直接削除又は部分的開放を行い、いくつかの地方的な措置を廃止しました。以下に「リスト（2025 年版）」の主な調整内容を整理しています。（太字下線部分は追加部分、太字二重線は削除内容、波線部分は文章調整内容、一部省略、以下同様）

(1) 8 つの全国的な措置を削除

主に印章刻印、コンピュータ情報システムのセキュリティ専用製品等に関連します。その中で、例えば印章刻印業は許可制から届出制に変わり、コンピュータ情報システムのセキュリティ専用製品の販売業務は強制的な国家基準に基づく検査認証制度に変更され、関連する市場参入管理措置が廃止されました。

また、保険会社、個人信用情報機関、銀行及び非銀行金融機関、銀行カード清算機関、保険グループ会社、保険持株会社、保険資産管理会社、保険代理店、保険代理店の「董事・監事・高級管理職」等の就任資格の承認は、特定の人員の就任資格の制限に属し、経営主体の参入には関わらなくなったため、リストから外されました。

『市場参入ネガティブリスト（2025 年版）』について（2）」へ続く
（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q & A

■ 『市場参入ネガティブリスト（2025年版）』について（2）

Q: このほど公布された「市場参入ネガティブリスト（2025年版）」について、教えてください。

<政策法規><市場参入ネガティブリスト><2025年版>

A: 2025年4月24日、国家発展改革委、商務部、市場監督管理総局は「[市場参入ネガティブリスト（2025年版）（中国語：市場准入負面清單）](#)」（以下、「リスト（2025年版）」）を公布しました。公布日より施行され、2022年版リストは同時に廃止されます。「リスト（2025年版）」には計106項目が掲載され、2022年版から11項目減少し、市場参入の制限がさらに緩和され、市場参入の管理がより最適化されました。

『市場参入ネガティブリスト（2025年版）』について（1）」より続く

2. 「リスト（2025年版）」の主な調整内容（続き）

1) 参入障壁の引き下げ、市場活性化の促進（続き）

(1) 8つの全国的な措置を削除（続き）

項目番号	禁止又は許可事項	事項コード	禁止又は許可される参入措置の説明	中央主管機関	地方許可措置
1. 参入許可類					
(3) 製造業					
19	許可を得ないで特定の印刷複製業務に従事してはならない	203003	印章刻印業の特別業種許可	公安部	—
32	許可を得ないで通信、無線電波発射装置又はコンピュータ情報システムのセキュリティ専用製品の生産、輸入及び経営に従事してはならない	203016	コンピュータ情報システムのセキュリティ専用製品の販売許可	公安部	—

(2) 8つの全国的な措置を部分的に開放

主に新型通信事業の試行、テレビドラマの制作、医薬品卸売及び小売業の設立、医薬品及び医療機器のインターネット情報サービス、林木種子の輸出入、發票の印刷等に関連します。その中で、「リスト（2025年版）」は、「通信事業条例」の関連規定に基づき、試験的通信事業許可制を届出制管理に変更しました。また、「国务院の一部行政法規の改正及び廃止に関する決定」に基づき、医療機関における放射性医薬品（第一類、第二類）の使用許可、テレビドラマ制作単位の設立承認、医薬品及び医療機器のインターネット情報サービスの承認、医薬品卸売小売業者の設立承認等の管理措置を廃止しました。新しい行政許可事項リストに基づき、林木種子の輸入許可、増値税發票の印刷許可等の管理措置を廃止しました。

華鐘コンサルタントグループ会員専用					
項目 番号	禁止又は許可事項	事項 コード	禁止又は許可される 参入措置の説明	中央 主管機関	地方 許可措置
2. 参入許可類					
(3) 製造業					
19	許可を得ないで特定の印刷複製業務に従事してはならない	203003	増値税専用發票 、銀行手形、清算証明の印刷資格制限	中国人民銀行	-
(6) 卸売及び小売業					
43	許可を得ないで特定の医薬品、医療機器の経営に従事してはならない	206006	医薬品卸売・小売企業の 設立承認及び 経営許可	薬品監督管理局	
(9) 情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業					
54	許可を得ないで通信事業を経営し、通信ネットワークの建設及び使用又は通信資源の使用をしてはならない	209002	基礎・付加価値通信事業の経営許可、 新型通信事業の試行承認	工業情報化部	-
(18) 文化、スポーツ及び娯楽業					
87	許可を得ないで又は規定の手続きを履行しないで、特定のテレビ・ラジオ、映画の制作、輸入、放送、上映及び関連業務に従事してはならない	218005	テレビ・ラジオ番組制作経営単位、 テレビドラマ（テレビアニメを含む）制作単位 の設立承認	国家放送テレビ総局	-
(20) 「インターネット市場参入禁止許可目録」の許可類事項					
100	許可を得ないでインターネット情報伝送及び情報サービスに従事してはならない	222001	ニュース、出版、 医薬品及び医療機器 、宗教等のインターネット情報サービスに従事する場合、法律、行政法規及び国家の関連規定に基づき、関連主管機関の審査同意が必要であり、経営許可を申請するか、届出手続きを行う前に、法に従って関連主管機関の審査同意を得なければならない	工業情報化部 国家新聞出版署 国家宗教局 国家インターネット情報弁公室	

『市場参入ネガティブリスト（2025年版）』について（3）」へ続く
（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■『市場参入ネガティブリスト（2025年版）』について（3）

Q: このほど公布された「市場参入ネガティブリスト（2025年版）」について、教えてください。

<政策法規><市場参入ネガティブリスト><2025年版>

A: 2025年4月24日、国家発展改革委、商務部、市場監督管理総局は「[市場参入ネガティブリスト（2025年版）（中国語：市場准入負面清單）](#)」（以下、「リスト（2025年版）」）を公布しました。公布日より施行され、2022年版リストは同時に廃止されます。「リスト（2025年版）」には計106項目が掲載され、2022年版から11項目減少し、市場参入の制限がさらに緩和され、市場参入の管理がより最適化されました。

「『市場参入ネガティブリスト（2025年版）』について（2）」より続く

2. 「リスト（2025年版）」の主な調整内容（続き）

1) 参入障壁の引き下げ、市場活性化の促進（続き）

(3) 17つの地方的な措置を削除

交通物流、貨運代理、貨物情報サービス、森林資源損失鑑定、車両レンタルサービス等に関連します。「リスト（2025年版）」は、「全国統一大市場建設」の要求を実施し、林業、薬事、農業農村、交通運輸、市場監督管理、金融、水利、教育、衛生健康、公安等の分野における全国的な法規に従って、対応する地方的な許可措置を廃止しました。例えば、漁港経営、車両レンタルサービス企業の経営、交通物流経営、貨運代理及び貨物情報サービス経営、生産性廃金属の回収、船舶設計・建造・修理、指定緊急食糧加工等において、関連する法律、行政法規は市場参入管理措置を設けておらず、すべての地方的な管理措置は相応に廃止されました。酒類の生産・卸売・小売、湖沼保護区域内の建設工事施設等は、すでに国家の関連法律・法規に基づいて他の管理措置の規制範囲に組み込まれており、地方は独自に管理措置を設けることはできません。

項目 番号	禁止又は許可事項	事項 コード	禁止又は許可される 参入措置の説明	中央 主管機関	地方 許可措置
2. 参入許可類					
(6) 卸売及び小売業					
44	許可又は関連資格を得ないで、たばこ・酒類及び関連製品の卸売・小売、経営及び輸出入に従事してはならない	206007	たばこ葉の専売及びたばこ葉買取拠点（場所）の設置承認；たばこ専売品（ <u>電子たばこ等の新型たばこ製品を含む</u> ）卸売企業許可；たばこ専売品卸売・小売許可（ <u>電子たばこ等の新型たばこ製品を含む</u> ）；たばこ専売品輸送許可	国家たばこ局	酒類の生産・卸売・小売許可（関連する各地区）

華鐘コンサルタントグループ会員専用

(7) 交通運輸、倉庫保管及び郵便業					
46	許可を得ないで、旅客・貨物道路運輸経営及び関連業務に従事してはならない	207002	道路旅客運輸駅経営許可	交通運輸部	車両レンタルサービス企業経営資格許可（関連する各地区）
			<u>タクシー（巡回タクシー、ネット予約タクシーを含む）</u> 経営許可、車両運行証の発行	交通運輸部	交通物流経営許可（江蘇省）
(14) 水利、環境及び公共施設管理業					
73	許可を得ないで、汚染物質のモニタリング、貯蔵、処理等の経営業務に従事してはならない	214002	危険廃棄物経営許可、越境移転承認	環境生態部	生産性廃金属回収業務許可（雲南省）

2) 法に基づいて重点分野の参入を規範化し、安全基準を確保する

既に公布された法律、行政法規、国务院の決定等に基づいて、「リスト（2025年版）」はいくつかの分野の市場参入をさらに規範化しました。新興業態、新分野の管理措置を含め、重点分野のリスク管理を強化することを含みます。

(1) 新興業態新分野の管理措置の組み込み

「[無人航空機飛行管理暫行条例](#)」に基づき、「民用無人航空機運営適格証の審査認可（マイクロ無人航空機を除く）」をリストに組み込みました。同時に、「[中華人民共和国たばこ専売法实施条例](#)」に基づき、電子たばこ等の新型たばこ製品の生産、卸売、小売業務に関する審査認可をリストに組み込みました（上記表の第44項を参照）。「[中華人民共和国薬品管理法](#)」と「[医療器械監督管理条例](#)」に基づき、医薬品と医療器械のネットワーク販売の参入条件を規範化しました。

項目番号	禁止又は許可事項	事項コード	禁止又は許可される参入措置の説明	中央主管機関	地方許可措置
2、参入許可類					
(7) 交通運輸、倉庫保管及び郵便業					
49	許可を得ないで、民用空港の建設、民用航空輸送業務又はその補助活動に従事してはならない	207005	<u>民用無人航空機運営適格証の審査認可（マイクロ無人航空機を除く）</u>	中国民用航空局	—

『市場参入ネガティブリスト（2025年版）』について（4）」へ続く
（作成：公開部 俞穎春）

華鐘コンサルタントグループ会員専用

★中国ビジネス相談Q&A

■『市場参入ネガティブリスト（2025年版）』について（4）

Q: このほど公布された「市場参入ネガティブリスト（2025年版）」について、教えてください。

<政策法規><市場参入ネガティブリスト><2025年版>

A: 2025年4月24日、国家発展改革委、商務部、市場監督管理総局は「[市場参入ネガティブリスト（2025年版）（中国語：市場准入負面清單）](#)」（以下、「リスト（2025年版）」）を公布しました。公布日より施行され、2022年版リストは同時に廃止されます。「リスト（2025年版）」には計106項目が掲載され、2022年版から11項目減少し、市場参入の制限がさらに緩和され、市場参入の管理がより最適化されました。

「『市場参入ネガティブリスト（2025年版）』について（3）」より続く

2. 「リスト（2025年版）」の主な調整内容（続き）

2) 法に基づいて重点分野の参入を規範化し、安全基準を確保する（続き）

(1) 新興業態新分野の管理措置の組み込み（続き）

項目番号	禁止又は許可事項	事項コード	禁止又は許可される参入措置の説明	中央主管機関	地方許可措置
2. 参入許可類					
(20) 「インターネット市場参入禁止許可目録」の許可類事項					
100	許可を得ないでインターネット情報伝送及び情報サービスに従事してはならない	222001	医薬品のネットワーク販売を行う場合は、ネットワーク販売医薬品の安全性を保証する能力を持つ <u>医薬品の発売許可保持者又は医薬品経営企業でなければならない。漢方薬の製造企業がその製造する漢方薬を販売する場合は、医薬品の発売許可保持者の関連義務を履行しなければならない。医薬品のネットワーク販売企業が医薬品の発売許可保持者である場合は、その医薬品の登録証を取得した医薬品のみを販売することができる。医薬品小売資格を取得していない場合は、個人に医薬品を</u>	国家薬品监督管理局	—

華鐘コンサルタントグループ会員専用					
			販売してはならない。医療器械のネットワーク販売を行う場合は、医療器械の登録者、届出者又は医療器械経営企業でなければならない。		

(2) 重点分野のリスク管理の強化

「[中華人民共和国金融先物及びデリバティブ法](#)」に基づき、「リスト（2025年版）」は、非金融機関が「金融先物会社」という言葉を違法に使用することを明確に禁止しました。さらに、「国务院の工業製品生産許可証管理目録の調整及び改善に関する決定」に基づき、「リスト（2025年版）」は、重要な工業製品の許可証管理範囲を10の大きなカテゴリーから14の大きなカテゴリー27種類に調整し、生産安全を更に保障しました。

項目番号	禁止又は許可事項	事項コード	禁止又は許可される 参入措置の説明	中央 主管機関	地方 許可措置
2. 参入許可類					
(3) 製造業					
31	許可又は強制認証を得ないで、特別な設備、重要な工業製品等の特定製品の生産経営に従事してはならない	203015	重要な工業製品の生産許可（建築用鉄筋、セメント、食品と直接接触する材料等関連製品を含む計14種類27品目）；鉱山地下特別設備の安全標識の発行	市場監督管理総局 応急管理部	-

3. その他

今回の「リスト（2025年版）」は、2022年版を基に、事項数が当初の117項目から106項目に縮小され、全国的な具体的管理措置は486条から469条に縮小され、地方の管理措置は36条から20条に縮小されました。リスト全体が参入障壁を引き下げ、市場参入段階の取引コストをさらに引き下げていることがわかります。

ネガティブリスト管理モデルの最も重要な要求は、「禁止されていないならば参入できる」というものです。したがって、国家発展改革委員会、商務部、市場監督管理局の3部門は、「リスト（2025年版）」を発表すると同時に、市場参入障壁の整理及び取締り行動を共同で行います。これは、地方法規、規則、規範性文書、その他の政策文書の形で設けられ、実施されている市場参入制度の要求に違反する各種規定文書及び各レベルの政府が違法に市場参入障壁を設定する各種行為等を対象とします。

弊社も引き続きリストの更新・修正作業に注目し、本誌で関連の解説を行いますので、ご注目ください。

以上

（作成：公関部 俞穎春）

★中国ビジネス相談Q & A

■『西部地区奨励類産業目録（2025年版）』について（1）

Q: このほど公布された『西部地区奨励類産業目録（2025年版）』について、教えてください。

＜政策法規＞＜西部地区＞＜奨励類産業＞

A: 西部大開発を推進し、特色ある優勢産業の発展を促進するために、2024年11月27日、国家発展改革委員会は、第28号令により、『西部地区奨励類産業目録（2025年版）』（以下、『目録』）を公布しました。2025年1月1日より施行されます。これに伴い、旧『西部地区奨励類産業目録（2020年版）』は廃止されます。

1. 『目録』の基本状況及びこれまでの成果

(1) 基本状況

『目録』は、西部大開発の産業政策の重要文書として、西部大開発の財税、投資、人材等の政策と連携し、中国西部地区の経済社会の質の高い発展を促進する政策体系を構成しています。『目録』の策定は、西部大開発の新たな局面を推進し、特色ある優勢産業の発展を促進し、地域に合った新興産業を発展させ、産業のモデルチェンジやアップグレードを加速することを目標としています。

2020年4月23日に財政部、税務総局、発展改革委員会が連名で公布した『西部大開発企業所得税政策の継続に関する公告』（2020年第23号）では、以下の内容を明らかにしています。

一、2021年1月1日から2030年12月31日まで、西部地区に設立した奨励類産業企業に対し、企業所得税を15%に減じて徴収する。本条でいうところの奨励類産業企業とは、『西部地区奨励類産業目録』中に規定する産業項目を主たる業務とし、且つその主要事業収入が企業の総収入の60%以上を占める企業を指す。

『目録』は、西部大開発の企業所得税優遇政策を適用する産業の範囲を定義しており、企業がこの政策を享受できるかどうかの主たる根拠となると共に、西部地区の産業発展の方向性を導く重要な文書でもあります。これまで2020年版が用いられてきましたが、国内外の環境の変化や新興産業の不断の発展に伴い、新たな社会産業の発展ニーズに適応するために、動的な調整が必要となり、2025年版の『目録』が作成されました。2025年1月1日より施行されます。

(2) 適用範囲

『目録』は、原則として西部地区（※-1）で生産・経営する各種企業に適用されます。そのうち、外商投資企業は『外商投資奨励産業目録』（現在実施されているのは2022年版、※-2）に従って執行されます。

※-1 中国西部地区には12の省、自治区、直轄市が含まれており、具体的には以下の通りです。

- ①重慶市、②四川省、③貴州省、④雲南省、⑤チベット自治区、⑥陝西省、⑦甘粛省、⑧青海省、⑨寧夏回族自治区、⑩新疆ウイグル自治区（新疆生産建設兵団を含む）、⑪内モンゴル自治区、⑫広西チワン族自治区

中国西部地区の面積は681万平方キロメートルで、中国の総面積の72%を占め、人口は約3億

華鐘コンサルタントグループ会員専用

5,000万人で、総人口の28%を占めています。西部地区は広大で、そのほとんどは経済が発展途上にあり、開発の強化を要する地域です。

※-2 参考：当社ウェブサイトの中国ビジネス相談 Q&A「外商投資奨励産業目録（2022年版）について（1）、（2）」

(3) 『目録』公布以降の成果

近年、西部地区の奨励類産業政策は深く掘り下げて実施され、顕著な成果をあげており、主として以下のとおりです。

①企業の発展への自信が高まる

2021年から2023年にかけて、『目録』と西部大開発企業所得税優遇政策の実施を通じて、西部地区で減免された企業所得税額は4,000億元を超え、西部地区の企業発展を強力に支援し、また国内外の企業の西部地区への投資を加速させることとなりました。

②産業のモデルチェンジ、アップグレードが促進される

奨励類産業政策により、西部地区の特色ある優勢産業や新興産業、未来産業の発展が的確に推進され、地域に合った新たな質の生産力が生み出されました。現在、西部地区では既に電子情報、装置製造、バイオ医薬等の分野で9つの戦略的新興産業クラスターと5つの先進製造業クラスターが形成されています。

③西部地区の経済発展が推進される

近年、西部地区の経済は着実に成長しており、2023年には地域総生産が5.5%増加し、工業付加価値は6.1%増加し、いずれも4つのエリア（東部、中部、西部、東北部）のトップに位置しています。また、経済総量や一人当たりの所得が全国水準に占める割合は着実に上昇しています。

2. 『目録』（2025年版）の主要内容

今回改訂、公布された『目録』は、元の構造的枠組みを維持し、主な内容は基本的に安定しています。

中国の既存産業目録中の奨励類産業が西部地区にも適用されることを考慮し、『目録』の第一部分では、引き続き『産業構造調整指導目録』中の奨励類産業と『外商投資奨励産業目録』を援用し、併せてこれらの目録が改訂されても新改訂版に従って実施されることを明確にしています。

第二部分は西部地区に新たに追加された奨励類産業で、引き続き西部地区の12省（自治区、直轄市）ごとに分類し、各省（自治区、直轄市）の既存の項目に基づいて内容を適切に増減、改訂して、国家の産業発展の方向性を反映すると共に、西部の地域ごとの違いを考慮しています。改訂後、西部地区の省（自治区、直轄市）別の奨励類産業の合計は564項目となり、2020年と比較して29項目増加し、増加率は5.4%です。追加された項目は主として特色ある農業牧畜、電子情報、資源の精製加工、装置製造等の分野に集中しています。

「『西部地区奨励類産業目録（2025年版）』について（2）」へ続く
(作成：公関部 俞穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■『西部地区奨励類産業目録（2025年版）』について（2）

Q: このほど公布された『西部地区奨励類産業目録（2025年版）』について、教えてください。

＜政策法規＞＜西部地区＞＜奨励類産業＞

A: 西部大開発を推進し、特色ある優勢産業の発展を促進するために、2024年11月27日、国家発展改革委員会は、第28号令により、『西部地区奨励類産業目録（2025年版）』（以下、『目録』）を公布しました。2025年1月1日より施行されます。これに伴い、旧『西部地区奨励類産業目録（2020年版）』は廃止されます。

『西部地区奨励類産業目録（2025年版）』について（1）」より続く

2. 『目録』（2025年版）の主要内容

『目録』の各省、市の改訂状況の一部（抜粋）は以下のとおりです。（太字下線箇所は新規部分）

(1) 重慶市（直轄市）

改訂内容	備考
1. セレン農林製品の開発、 <u>柑橘類、レモン、ゆず、食用菌、蚕桑、漢方薬剤、榨菜、花椒等の特色ある農林製品の開発及び精製加工</u>	重慶の特色ある農業牧畜産業を更に細分化
21. 自動車の給油、 <u>充電交換、水素充填、車両道路協調、スマート立体交通機器の研究開発、製造及び施設運営</u>	新興装置製造分野を追加
36. <u>自動車ソフトウェア、産業用アプリケーションソフトウェア、オープンソースソフトウェア、数学ソフトウェア製品の研究開発</u>	新興ソフトウェア製品の研究開発を追加

(2) 四川省

改訂内容	備考
1. <u>茶葉、野菜、漢方薬材、果物、蚕桑、水産類の特色ある農林製品の生産及び深加工</u>	四川省の特色ある農業牧畜産業の追加
34. <u>産業用工作機械の研究開発及び製造</u>	装置製造分野の追加
46. <u>メタバース基盤技術の開発、アニメ、ゲーム、デジタルオーディオコンテンツの設計、制作</u>	新興電子情報関連分野の追加

(3) 貴州省

改訂内容	備考
17. <u>シリコン系新材料の研究開発、生産（太陽光発電結晶シリコン材料を含まない）</u>	シリコン系新材料の研究開発、生産分野の追加
31. <u>高速航空機用防熱材料、複合材料の研究開発及び生産、原子力装置用特殊高温合金及び部品の製造</u>	材料、複合材料の研究開発、生産分野を追加

華鐘コンサルタントグループ会員専用

(4) 雲南省

改訂内容	備考
24. 高効率ソーラーバッテリー技術の開発及び製造、 <u>ソーラーバッテリー、消費及び蓄電用リチウム電池、ナトリウムイオン電池、水素燃料電池等の新エネルギー電池技術の開発及び製造、リチウム電池の回収と再抽出</u>	リチウム電池、水素燃料電池等の新エネルギー電池の開発及び製造分野を追加
26. <u>軸受、歯車、伝動・駆動部品の生産、精密機器、計器の生産、木材加工機械、電子電気機械の製造、風力発電機の装置及び部品の製造、水車発電機、電動機の製造、超（特）高圧変圧器、配電スイッチ制御設備等の送配電及び制御設備、インテリジェント電力制御設備及びケーブルの製造</u>	雲南省の装置製造分野における奨励産業を追加
27. <u>駆動モータ及び制御システム、汎用航空設備、産業用工作機械、起重輸送機器の製造、採鉱、冶金、化学工業、ゴム等の特殊設備の製造、印刷専用設備の製造、機電製品の再生、ロープウェイ、アミューズメント施設等の観光用装置の製造、良質な鑄造、光学機器の製造、鉱山安全機器、鉱山救急救援装置の研究開発及び製造、時計の計時、宝石加工等の精密加工産業技術の開発及び設備製造</u>	
28. <u>鉄道専用設備の製造、都市鉄道車両の組み立て及びメンテナンス、鉄道の電気制御、データ収集及び通信、設備の運営、メンテナンス、管理システムの研究開発及び応用、自動車のガス充填（CNG/LNG）、水素充填、水素（アンモニア）エネルギーの貯蔵、車両道路協調、インテリジェント立体交通設備の研究開発、製造及び施設の運営、道路工事メンテナンス類新規材料の開発及び生産</u>	
34. 水質汚染、 <u>大気汚染防止装置の製造、土壌汚染の制御及び修復装置の製造、固形廃棄物処理装置の製造、環境汚染処理薬、材料の研究開発及び生産、食品ゴミの無害処理操作、有機ゴミの生物処理設備及び移動式破碎スクリーニングシステムの研究開発及び生産</u>	大気汚染、土壌汚染処理装置の製造等の関連分野を追加

2024年4月、中国政府は関連会議において、西部開発については、特色ある優勢産業の発展を主な方針とし、地域に合わせた新興産業を発展させるべきであることが改めて強調されました。これは、『目録』の各省市の主要奨励類産業からもわかります。今後、『目録』も社会経済の発展や産業のグレードアップに合わせて普段に動態調整が行われますので、本欄でも引き続き新政策に注目していきます。

以上

（作成：公開部 俞穎春）

★中国ビジネス相談Q & A

■『会社登記管理実施弁法』についての説明（1）

Q：このほど公布された『会社登記管理実施弁法』について、教えてください。

＜政策法規＞＜公司登記管理＞＜出資金拠出期間＞＜会社抹消＞

A：新たに改正された『[中華人民共和国会社法](#)』及び関連する行政法規を実施し、会社登録管理を規範化するため、国家市場監督管理総局は2024年12月20日に『[会社登記管理弁法](#)』（以下『[実施弁法](#)』と略称）を制定・公布し、2025年2月10日から正式に施行することとなりました。『[実施弁法](#)』では、登録資本金の異常、会社抹消の困難、仲介代理の混乱、債務逃れなどの行為に重点を置いています。

1. 『[実施弁法](#)』の主要な法律根拠

今回の『[実施弁法](#)』は新しい規定であり、参照することができる以前のバージョンはありませんが、その内容は主に2024年7月1日から施行された『[中華人民共和国会社法](#)』（改正版）及び同日施行された『[国務院の「中華人民共和国会社法」登録資本金管理制度の実施に関する規定](#)』などの法律、行政法規に基づいており、同時に2022年3月1日から実施された『[中華人民共和国市場主体登記管理条例](#)』の多くの内容を融合しています。

『[実施弁法](#)』は、債務逃れ（債務者が償還する能力があるにもかかわらず、返済を拒否する行為）、「職業閉店人」（経営不振の会社の閉店、逃亡、善後処理を専門に行い、利益を得る集団）、仲介代理の混乱、解散難などの実際の問題を踏まえ、新しい条項を追加し、「全国統一大市場」の建設と市場参入ネガティブリストの新しい規定と要求を吸収しています。今回の『[実施弁法](#)』の施行により、会社登記管理を更に規範化し、市場の取引安全を維持し、ビジネス環境を最適化することが見込まれます。

2. 『[実施弁法](#)』の主要内容

1) 会社登記管理の要求を明確化

『[実施方法](#)』は、会社登記機関が「全国統一大市場」の構築に従って、職務を規範化し、誠実で安全な市場秩序を維持するよう求めています。会社登記、届出を行う際、申請者は、提出する資料の真実性、合法性、有効性について責任を負わなければなりません。

2) 改正された『[会社法](#)』及び関連する行政法規の規定を細分化

『[実施弁法](#)』は、会社の登録資本金払込みに関する要求をさらに細分化しています。（以下の表は『[実施弁法](#)』からの抜粋であり、太字下線は重点内容であり、部分内容は省略されています）

第五条 有限責任会社の株主が出資引受けを行う際には、誠実信用の原則に従うべきであり、全株主が引き受ける出資金額は、株主が会社設立から5年以内に払い込まなければならない。株式会社の発起人は、会社設立前に、その引き受けた株式の全額を株式代金として納付しなければならない。
……

第七条 有限責任会社が登録資本金を増やす場合、株主が引き受ける新增資本の出資は、会社定款の規定に従って、登録資本金変更登記から5年以内に納めなければならない。

株式会社が登録資本金を増やすために新株を発行する場合、会社株主が新增株式代金の全額を納

華鐘コンサルタントグループ会員専用

付した後、登録資本金変更登記を行わなければならない。

第八条 2024年6月30日までに登記設立された有限責任会社で、残りの引受出資期限が2027年7月1日から5年を超える場合、その会社は2027年6月30日までに残りの引受出資期限を5年以内に調整し、会社定款に記載し、株主は調整後の引受出資期限内に引き受けた出資金額を全額納めなければならない。残りの引受出資期限が2027年7月1日から5年以内であるか、すでに登録資本金を全額納めた場合は、引受出資期限の調整は必要ない。

2024年6月30日までに登記設立された株式会社の発起人又は株主は、2027年6月30日までにその引き受ける株式の全額を株式代金として納付しなければならない。

第十条 2024年6月30日までに登記設立された会社が以下のいずれかの状況にある場合、会社登記機関は会社の登録資本金の真実性、合理性について判断を行わなければならない。

- ① 引受出資期限が30年以上である場合
- ② 登録資本金が10億元人民元以上である場合
- ③ その他の明らかに客観的常識に合わない状況

会社登記機関は、会社の経営範囲、経営状況、株主の出資能力、主力プロジェクト、資産規模等を総合的に判断し、必要に応じて業界専門機関による評価を行い、又は関連部門と協議することができる。会社及びその株主は、状況説明と関連資料の提供に協力しなければならない。……

第十一条 有限責任会社の株主が引き受け、実際に出資した出資金額、出資方法、出資日、株式会社の発起人が引き受けた株式数等の情報は、発生から20営業日以内に国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公開されなければならない。

会社は、前項の公開情報が真実的、正確、完全であることを保証しなければならない。

登録資本金の払込みに加えて、『実施弁法』は会社の届出義務を強化しています。

第十三条 監査委員会を設置し、監事会の権限を行使する会社は、董事の届出を行う際に、関連する董事が監査委員会のメンバーであることを明記しなければならない。

第十四条 会社設立登記の際には、法に従って登録連絡員を届け出なければならない、登録連絡員の電話番号、電子メールアドレスなどの常用連絡先を提供し、登録連絡員に会社と会社登記機関との連絡業務を委託し、効果的なコミュニケーションを確保しなければならない。

登録連絡員は、会社の法定代表人、董事、監事、高級管理者、株主、従業員等の者が務めることができる。

登録連絡員が変更された場合、会社は変更から30日以内に会社登記機関に届出を行わなければならない。

第十五条 董事、監事、高級管理者が『中華人民共和国会社法』第178条に規定される状況のいずれかに該当する場合、会社は法に従ってその職務を解くべきであり、知った又は知るべきであった日から原則として30日以内に、その職務を解いた日から30日以内に法に従って登録機関に届出を行わなければならない。

『会社登記管理実施弁法』について（2）に続く

（作成：公関部 俞穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■『会社登記管理実施弁法』について（2）

Q：このほど公布された『会社登記管理実施弁法』について、教えてください。

＜政策法規＞＜公司登記管理＞＜出資金拠出期間＞＜会社抹消＞

A：新たに改正された『[中華人民共和国会社法](#)』及び関連する行政法規を実施し、会社登録管理を規範化するため、国家市場監督管理総局は2024年12月20日に『[会社登記管理弁法](#)』（以下『実施弁法』と略称）を制定・公布し、2025年2月10日から正式に施行することとなりました。『実施弁法』では、登録資本金の異常、会社抹消の困難、仲介代理の混乱、債務逃れなどの行為に重点を置いています。

『会社登記管理実施弁法』についての説明（1）から続く

3. 会社登記手続きをさらに規範化

会社登記の質を向上させ、取引安全を更好地維持するために、『実施方法』は会社登記機関が手続きを簡略化する過程で、科学的で合理的な検証方法を提案し、同時に登記機関が登記や変更、届出を行わない会社の異常な状況を列挙しています。これにより、実際の操作に従って判断できるようにしています。

第十八条 会社が住所又は経営場所の登録を申請する場合、住所又は経営場所の合法的な使用証明を提出しなければならない。会社登記機関が住所又は経営場所の使用証明材料を簡略化又は免除する場合、部門間のデータ共有等の方法を通じて、申請者が登録を申請する住所又は経営場所が客観的に存在し、会社が所有権又は使用权を法に従って持っていることを検証するべきです。

第十九条 会社が登記又は届出の事項を申請する場合、以下の状況のいずれかに該当する場合、会社登記機関は設立登記または関連事項の変更登記及び届出を行わない。

- ① 会社の名称が企業名称登記管理の関連規定に合わない場合
- ② 会社資本金、株主の出資期限及び出資額が明らかに異常であり、調整を拒否する場合
- ③ 経営範囲に属する許可経営項目が登記前に法に従って承認を必要とする場合、承認を得ていない場合
- ④ 虚偽登記の直接責任者が登記抹消日から3年以内に再度登記を申請する場合
- ⑤ 国家安全、社会公共利益を危害する可能性がある場合
- ⑥ その他の法律、行政法規の規定に合わない状況

明らかに会社法人の独立した地位と株主の有限責任を悪用し、法定代表人、株主、資本金を変更したり、会社を解散したりして、悪意を持って財産を移転し、債務を逃避したり、行政処罰を回避したりする場合、『実施方法』は登記又は届出の処理を制限し、ひいては取り消す規定を設けており、市場経営秩序を更に維持し、消費者の権益を保護します。

第二十条 申請者が明らかに会社法人の独立した地位と株主の有限責任を悪用し、法定代表人、株主、資本金を変更したり、会社を解散したりする方法で、悪意を持って財産を移転し、債務を逃避

華鐘コンサルタントグループ会員専用

したり、行政処罰を回避したりし、社会公共利益を危害する可能性がある場合、会社登記機関は法に従って関連登記または届出を行わず、すでに処理された場合は取り消す。

また、「ゾンビ会社」を市場から適時に退出させたり、会社の実際の経営の行き詰まりを破解したりするために、『実施弁法』は合理的で実行可能な対応方法を提案しています。

第二十二條 会社の株主が死亡、解散、又は取り消された場合、会社が抹消登記を処理できない場合、その株主の株式の全合法継承者又はその株主の全投資者が、代わって法に従って抹消登記関連事項を処理し、解散決議に代わって解散登録を処理した関連状況を説明するべきです。

第二十三條 会社が法に従って期日内に有効な法律文書で明確にされた登記届出事項関連の法定義務を履行しない場合、人民法院が会社登記機関に協力執行通知書を送り、法定代表人、董事、監事、高級管理者、株主、分公司責任者等の情報の除去協力を求めた場合、会社登記機関は法に従って国家企業信用情報公示システムを通じて社会に除去情報を公示します。

4. 会社登記管理とサービスをさらに強化

『実施弁法』は会社別冊管理制度を細分化し、別冊管理の対象、手続き、結果、登録在籍状態への復帰条件を明確にしています。

第二十四條 2024年6月30日までに登記設立された会社が、営業許可証が取り消され、閉鎖され、取り消されたり、登録された住所、経営場所が連絡不能で経営異常リストに載せられたりして、会社の出資期限、資本金が法律に合わず、調整できない場合、会社登記機関はその会社を別冊管理し、国家企業信用情報公示システムで特別な注釈を付けて社会に公示する。別冊管理された会社は、登録在籍の会社として統計や登録管理されなくなる。

前項の会社が法に従って出資期限、資本金を調整した場合、会社登記機関はその登録在籍状態を復帰させなければならない。

『実施弁法』は特に仲介業者の責任を明確にし、仲介業者が他人の代理、自分の名義、または他人の名義を盗用して虚偽登記行為を行う場合の法律責任を細分化しています。

また、『実施弁法』は会社の営業許可証と統一社会信用コードの管理を規範化し、第四条で営業許可証に記載すべき事項を明確にし、以下の条項で会社の統一社会信用コードの唯一性を規定しています。

第二十五條 会社の統一社会信用コードは唯一性を有する。 会社が法に従って解散または設立登記が取り消された場合、会社登記機関はその統一社会信用コードを保持しなければならない。

『実施弁法』の最後の2つの条項では、「外商投資企業もこの方法に適用される」という説明がされており、今回の『実施弁法』はすべての企業に適用され、中国政府が「全国統一大市場」を構築し、誠実で安全な市場秩序を維持する重大な措置の一つです。

第二十八條 外商投資の会社登記管理には、本弁法を適用する。 外商投資の法律、行政法規又は部門規則にその登記について別段の規定がある場合は、その規定を適用する。

第二十九條 本弁法は2025年2月10日から施行する。

以上

（作成：公関部 俞穎春）

華鐘コンサルタントグループ会員専用

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2025 年度第 1 四半期における中国各地の最低賃金基準について

Q：中国各地の最新の最低賃金基準を教えてください。

<賃金><最低賃金基準>

A：中国で 2025 年 3 月 31 日までに発表された、最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。

1. 最低賃金基準

中国で 2025 年 3 月末までに発表された、最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです(着色部分が 2025 年第 1 四半期の新規公布)。

中国各省・市・自治区の月額最低賃金基準

(単位：人民元)

No.	地域	実施日	最低月給額(一地域内で異なる基準のある場合は複数表示)			
1	上 海	2023. 07. 01	2, 690			
2	天 津	2023. 11. 01	2, 320			
3	広東(深圳除く)	2025. 03. 01	2, 300→2, 500	1, 900→2, 080	1, 720→1, 850	1, 620→1, 750
	広東深圳	2025. 03. 01	2, 360→2, 520			
4	北 京	2023. 09. 01	2, 420			
5	浙 江	2024. 01. 01	2, 490	2, 260	2, 010	
6	江 蘇	2024. 01. 01	2, 490	2, 260	2, 010	
7	山 東	2023. 10. 01	2, 200	2, 010	1, 820	
8	陝 西	2023. 05. 01	2, 160	2, 050	1, 950	
9	新 疆	2025. 01. 01	2, 070	1, 890	1, 750	
10	河 北	2023. 01. 01	2, 200	2, 000	1, 800	
11	内 蒙 古	2024. 12. 01	2, 270	2, 200	2, 140	
12	山 西	2025. 01. 01	1, 980→2, 150	1, 880→2, 050	1, 780→1, 950	
13	河 南	2024. 01. 01	2, 100	2, 000	1, 800	
14	貴 州	2025. 02. 01	1, 890→2, 130	1, 760→1, 980	1, 660→1, 890	
15	雲 南	2024. 10. 01	2, 070	1, 920	1, 770	
16	湖 北	2024. 02. 01	2, 210	1, 950	1, 800	
17	江 西	2024. 04. 01	2, 000	1, 870	1, 740	
18	遼 寧	2024. 05. 01	2, 100	1, 900	1, 700	
19	安 徽	2023. 03. 01	2, 060	1, 930	1, 870	1, 780
20	四 川	2025. 01. 01	2, 100→2, 330	1, 970→2, 200	第三類取消し	
21	福 建	2025. 04. 01	2, 030→2, 265	1, 960→2, 195	1, 810→2, 045	1, 660→1, 895
22	重 慶	2025. 01. 01	2, 100→2, 330	2, 000→2, 200		
23	黒龍江	2024. 05. 01	2, 080	1, 850	1, 750	
24	吉 林	2024. 10. 01	2, 120	1, 920	1, 780	
25	寧 夏	2024. 03. 01	2, 050	1, 900		
26	甘 肅	2023. 11. 01	2, 020	1, 960	1, 910	1, 850
27	海 南	2023. 12. 01	2, 010	1, 850		
28	西 蔵	2023. 09. 01	2, 100			
29	広 西	2023. 11. 01	1, 990	1, 840	1, 690	
30	湖 南	2024. 09. 01	2, 100	1, 900	1, 700	
31	青 海	2023. 02. 01	1, 880			

華鐘コンサルタントグループ会員専用

2. 最低賃金に関する諸規定

1) 関連規定

①「最低賃金規定」（労働社会保障部令第21号、2004年3月1日施行。中国語：「[最低工資規定](#)」）

②地方政府が公布した最低賃金規定

2) 最低賃金とは

最低賃金とは、労働者が法定労働時間又は労働契約にて約定した労働時間内に正常な労働を提供した場合、雇用単位が支払うべき最低の労働報酬をいいます。労働者が法に拠り享受する年次有給休暇、帰省休暇、結婚休暇、服喪休暇、生育（出産）休暇、避妊手術休暇等、国が定める休暇期間中、及び法定労働時間内に法に拠り社会活動に参加した時間は、正常労働を提供したとみなします。

3) 最低賃金に含まない項目

労働者が正常労働を提供した場合、雇用単位が以下の項目を控除した後の賃金は、所在地の最低賃金を下回ってはなりません。

①全国共通

a) 時間外労働報酬

b) 遅番、夜勤、高温、低温、井下、有毒有害等の特殊労働環境、条件により支払う手当

c) 法律法規と国が定める労働者の福利待遇等。主には、以下の項目が含まれます。

- ・労働者に研修を受けさせる費用

- ・国家労働安全衛生規定に基づき労働者に発給する費用と用品及び雇用単位が独自で発給する作業用品（作業服等）

- ・労働者に支給する医療衛生費、弔慰金、帰省旅費、計画生育補助金、生活困難補助金、冬季暖房手当、防暑降温費等。

②地方適用

上記に加えて各地方の規定がありますので、注意が必要です。

地方	最低賃金に含まない項目	注意事項
上海市	・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当（※）	（※）食事手当・通勤手当・住宅手当を除いた額が最低賃金基準を下回ることは不可。
北京市	・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分	
江蘇省	・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分	
寧夏回族自治区	・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当（※）	（上海市と同じ）
その他省・市	上記①a)～c)	

以 上

（作成：HR 諮詢部 楊建成）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について（1）

Q: PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について、教えてください。

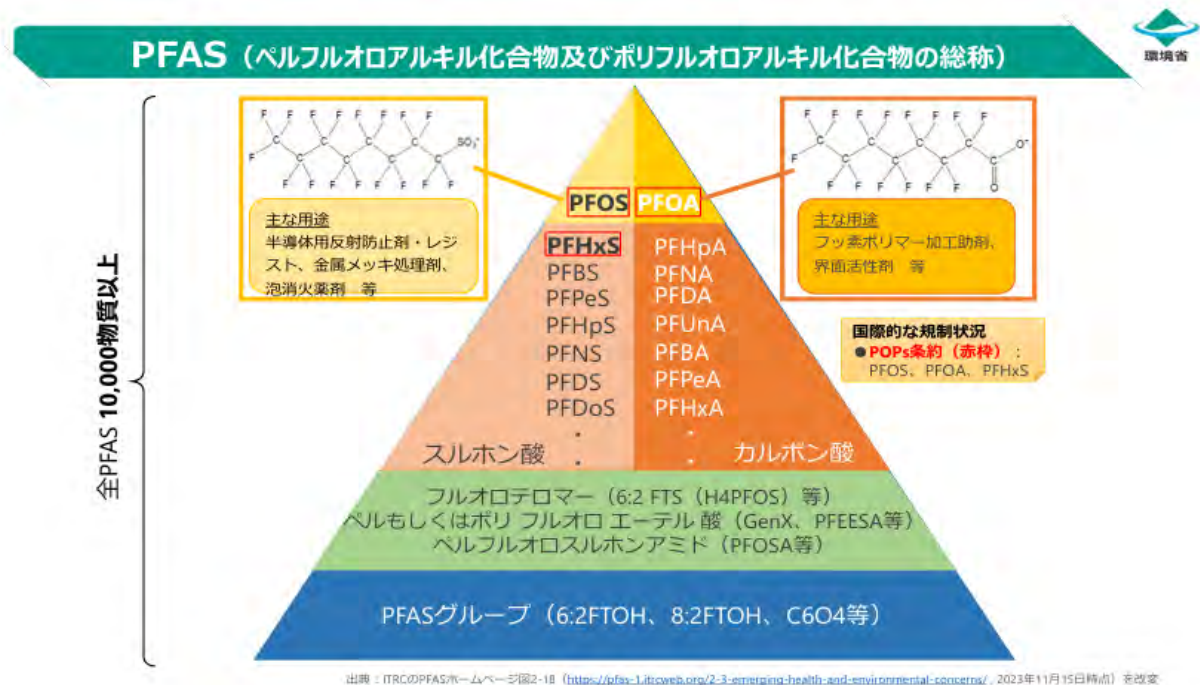
<市場情報><化学品><フッ素><PFAS 問題>

A: PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について、PFAS 定義の紹介に加え以下三つの部分にまとめましたので、ご参考に供します：①PFAS の人体への影響、②中国を含む各国の規制動向、③在中国関係企業の対応について。

※ PFAS の定義

PFAS（全称 Per-and Polyfluoroalkyl Substances）とは、フッ素原子と炭素鎖が強固に結合した人工化学物質群です。有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、10,000 種類以上の化学物質があるとされています。

PFAS は「永遠の化学物質」とも呼ばれて、PFAS の中でも、代表的な PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）の2種類は、撥水・撥油性、耐熱性に優れ、食品包装材、不粘鍋、消火剤、半導体製造など幅広く利用されてきました。しかし、これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、その化学的安定性が逆に環境中での残留性を引き起こし、国際的な規制対象となっています。以下の PFAS の分類図をご参照ください。



※出典：日本環境省。図中の略称（PFOS、PFOA、PFHxS）等は、本文以降の記述でも同様の表記を用いる。

2025年1月、日本国岡山県某町の浄水場から飲料水基準値を超える高濃度のPFASが検出され、住民の健康不安が表面化しました（NHK報道）。水道水源近くに所在する化学工場や過去の消火剤使用が汚染源と疑われており、日本のPFAS規制の遅れが改めて批判を浴びています。

華鐘コンサルタントグループ会員専用

1. PFAS の人体への影響

PFAS の健康影響については、多くの研究が進められています。以下に国際科学的コンセンサスに基づき、主な影響を解説します。

- **発がん性**：国際がん研究機関（IARC）は、PFOS をグループ 2B（ヒトに対して発がん性がある可能性はある）に、PFOA をグループ 1（ヒトに対して発がん性がある）に分類。（『IARC のモノグラフ Volume2023 年』）
- **免疫機能低下**：欧州食品安全機関（EFSA）は、PFAS 曝露がワクチン効果を減弱させる可能性を指摘。（『PFAS in food: Occurrence, dietary exposure and health effects』2020）
- **生殖・発達障害**：アメリカ国立環境衛生科学研究所（NIEHS）では、PFAS の胎児への移行性が確認され、低出生体重や甲状腺機能異常との関連が研究されています。（『Environmental Health Perspectives』2023 年）
- **その他、肝臓（肝機能障害）、代謝（肥満や糖尿病）、炎症反応等**を引き起こし、関連する疾患発生のリスクを高める可能性があります。（各国論文）

2. 世界主要国における PFAS 規制の概要

以下は PFAS を規制する国際条約（ストックホルム条約）、EU、米国、その他諸国における PFAS 規制、または各国における飲料水に係る PFOS 及び PFOA の規制値をまとめたものです。EU の主導で、個別物質から PFAS 全体を規制対象とする動き（REACH 規制）が加速しています。また、Apple や IKEA などグローバル企業が PFAS 不使用を調達条件に追加することで、サプライチェーンの規制も強化していく予定です。

1) 国際条約（「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」 Persistent Organic Pollutants 条約、略称 POPs 条約）

POPs 条約の加盟国（2024 年 5 月時点では 186 の国）には、各附属書に応じた対応が義務付けられています。例外品（特定免除）については、代替物質が未開発である場合や社会的必要性が高い用途に限って一時的に使用が認められるものですが、定期的な見直しが必要です。

規制対象物質	附属書分類	例外（特定免除）
PFOS およびその塩類	附属書 B（製造・使用、輸出入の制限）	消防用フォーム（消火泡）、半導体製造（フォトリソグラフィやエッチング工程）、金属メッキ等
PFOA とその塩及び PFOA 関連物質	附属書 A（2020 年以降、製造・使用、輸出入の原則禁止）	半導体製造（フォトリソグラフィやエッチング工程）、写真用塗料フィルム、防油・防水加工を施した繊維製品、医療機器（切開・インプラント型）
PFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質	附属書 A（2023 年 8 月以降、製造・使用、輸出入の原則禁止）	消防用フォーム（消火泡）（制限濃度以下）

※出典：欧州連合官報 EUPOPS 公式サイトの情報から纏めた。

「PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について（2）」へ続く
（作成：市場部 李雅平）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について（2）

Q：PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について、教えてください。

＜市場情報＞＜化学品＞＜フッ素＞＜PFAS 問題＞

A：PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について、PFAS 定義の紹介に加え以下三つの部分にまとめましたので、ご参考に供します：①PFAS の人体への影響、②中国を含む各国の規制動向、③在中国関係企業の対応について。

「PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について（1）」より続く

2. 世界主要国における PFAS 規制の概要（続き）

2) EU の規制

規制対象	物質/範囲	主要内容	例外（特定免除）
REACH 規制(化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則)	約 10,000 種類の PFAS（REACH 附属書 XVII）	■2023 年 1 月、欧州化学品庁（ECHA）が全 PFAS の製造・使用を原則禁止する包括的な規制案を公表 ■2025 年：欧州委員会による最終承認予定 ■2026 年：禁止発効後 18 か月～12 年を目途に、用途ごとに段階的廃止	検討中：医療用途、グリーンエネルギー、航空・防衛、半導体製造

※出典：ECHA 公式サイトの情報から纏めた。

3) 米国の規制

米国では、連邦と州の規制が併存し、州レベルで独自の基準を設定しています。以下は連邦及び一部の州政策の抜粋です。

規制主体	対象範囲	主要内容
米国環境保護庁（USEPA）	PFAS 廃水	2023 年 6 月、PFAS を含む廃水の排出基準を厳格化
	PFOS と PFOA	米国有害物質規制法（TSCA）： ・2002 年より、PFOS の新規使用・製造に事前届出を義務化。その後、PFOS から PFOA、さらに長鎖 PFAS へと範囲を広げている。 ・2023 年以降、PFAS の製造者、輸入者に対して、PFAS の物質情報、使用分野、数量、不純物および廃棄方法などの情報の報告を義務付けている。 ・PFAS の化学物質登録および審査に対する規制強化（一部届出に対し、自主撤回を要求、一部新規利用を制限）
	飲料水基準	2024 年、EPA が PFOS/PFOA を「有害物質」指定、飲料水基準厳格化、PFOS/PFOA 合計濃度 4ppt（parts per trillion※）

華鐘コンサルタントグループ会員専用

以下を設定

カリフォルニア州 PFAS 含有製品 2023 年より PFAS を含む食品包装の製造・販売、PFAS 含有製品（化粧品、繊維製品）の販売を禁止し、代替材料の使用を義務化

メイン州 PFAS 使用製品 2030 年までに段階的禁止を義務化（例外：医療・防衛用途）

※出典：USEPA の公式サイトおよび日本環境省公式サイトの情報から纏めた。

※1 L の水の質量 ≈ 1,000g なので、飲料水規制では、濃度単位の 1parts per trillion ≈1ng/L（ナムグラム/1 リットルあたり）。

4) その他の主要国の規制

国	主要規制
カナダ	環境保護法（CEPA） PFAS を「有害物質リスト」に指定（2022 年）、PFAS 全体を「懸念物質」として監視強化、PFOS 輸入規制強化（2023 年）
オーストラリア	消防法改正、2020 年国家ガイドライン PFAS 含有消火フォームの使用を禁止（2021）、禁止後代替製品の認証制度（AS 5062-2016）が強化。
日本	化学物質審査規制法： - PFOS と PFOA を「第一種特定化学物質」に指定（製造・輸入禁止）。（PFOS：2010 年より、PFOA：2021 年より） 水質汚濁防止法： - PFOS・PFOA の排出基準を設定（2024 年適用開始）
韓国	化学物質登録・評価法（K-REACH） 2023 年から PFAS 類は「優先評価物質」に指定され、登録・リスク評価が義務化。 電子製品安全法 - 電子製品中の PFOS 含有量：0.1%以下

※出典：各国関係機関の公式サイトの情報から纏めた。

「PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について（3）」へ続く
（作成：市場部 李雅平）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について（3）

Q: PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について、教えてください。

<市場情報><化学品><フッ素><PFAS 問題>

A: PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について、PFAS 定義の紹介に加え以下三つの部分にまとめましたので、ご参考に供します：①PFAS の人体への影響、②中国を含む各国の規制動向、③在中国関係企業の対応について。

「PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について（2）」より続く

2. 世界主要国における PFAS 規制の概要（続き）

5) 各国における飲料水に係る PFOS 及び PFOA の規制値

各国政府は、PFOS、PFOA を水質管理目標設定項目に位置付け、下表の通り、飲料水に対する規制値を設けています。

国	PFOS 目標値 (ng/L)	PFOA 目標値 (ng/L)	備考
日本 (2020)	50 (合算値)	50 (合算値)	PFOS と PFOA の合算値として 50ng/L を設定したが、岡山県事件を起因に、2026 年以降 50ng/L から 4ng/L への基準見直しを検討中。
WHO (2022)	100 (暫定)	100 (暫定)	総 PFAS は 500ng/L を提案。包括的レビュー実施中
米国連邦(2024)	4	4	2024 年 4 月 10 日公表。3 年以内にモニタリング実施、基準超過時は 5 年以内に削減措置
EU (2021)	—	—	総 PFAS (全物質) 500ng/L、20 種 PFAS (C=4~13) 100ng/L。加盟国は 2026 年までに措置を講じる義務
英国 (2022)	100	100	—
ドイツ (2017)	100	100	2023 年追加規定: 20 種 PFAS100ng/L (2026 年適用)、4 種 PFAS20ng/L (2028 年適用)
カナダ (2018)	600	200	—
オーストラリア (2018)	70 (PFOS+PFHxS 合計)	560	PFOS と PFHxS の合計 70ng/L、PFOA 単独 560ng/L
中国 (2022)	80	40	生活用飲料水衛生基準 (GB 5749-2022)

※出典：日本環境省及び中国疾病予防管理センターの公式サイト及びの情報から纏めた。国欄（）内の数値は目標値または規制値が公表された年度。

3. 中国における PFAS 規制の概要や展望

中国の現行規制の特徴としては、まず政策上「PFAS」の広義的用語は未統一で、個別重点物質（PFOS、PFOA、PFHxS 等）を段階的に規制しています。中国は『POPs 条約』を通じ、新規 PFAS 物質への規制を約束し、対象リストを常に更新しています。また、産業保護とのバランスを重視し、フッ素化学産業は浙江省や山東省の基幹産業のため、代替技術開発を奨励しています。

1) 規制対象物質と具体的措置のまとめ

華鐘コンサルタントグループ会員専用

弊社にて、中国で公開された法律法規に基づき、PFAS 関係の具体的な物質ごとの製品、法規制措置や根拠法を以下の通り整理しました。

規制対象物質	具体規制措置	根拠法
PFOS およびその塩類と関連化合物	-生産・使用・輸出入の禁止（特定の免除用途：消火用フォーム、免除期限は2023年12月31日） -PFOS 類を消火用フォームの生産に使用する企業は、強制的な清潔生産審査を実施する必要がある。 -有害廃棄物と判定された場合は、関係規定に従って管理する。 -PFOS の生産及び使用企業は、土壤汚染の危険性調査体系を確立し、有毒物質および有害物質の浸透、損失および拡散の継続的かつ効果的な防止を確保しなければならない。	-『重点管理新汚染物質リスト（2023年版）』 -『輸入禁止貨物リスト（第9回）』と『輸出禁止貨物リスト（第8回）』
PFOA およびその塩類と関連化合物	-生産・使用・輸出入の制限 -PFOA 製造装置の新設は禁止。 -生産・加工使用は禁止。特定免除用途は以下。 (1) 半導体製造におけるリソグラフィまたはエッチング工程； (2) フィルム用写真感光材料； (3) 労働者が危険な液体による健康・安全リスクに曝されるのを防ぐための撥油撥水繊維製品； (4) 侵入性およびインプラント可能な医療機器； (5) 医薬品製造用途におけるパーフルオロブROMオクタン（PFBO）の製造のためのパーフルオロオクトールオクタン（PFOT）の使用； (6) 高性能耐腐蝕性ガスフィルター膜、水処理膜、医療用メンブレン、産業用廃熱交換器設備、揮発性有機化合物（VOC）およびPM2.5粒子の漏洩防止用工業シーラント等の製造におけるポリテトラフルオロエチレン（PTFE）およびポリフッ化ビニリデン（PVDF）の生産； (7) 送電用高圧電線ケーブル製造におけるフッ化エチレンプロピレン（FEP）の製造； -PFOA 類を上記諸品の生産に使用する企業は、強制的な清潔生産審査を実施する必要がある。 -『中国厳格制限有毒化学物質リスト』に該当する PFOA 物質の輸出入は、有毒化学物質輸出入環境管理許可通知書の取得は必須。 -その他（廃棄物、土壤汚染）は PFOS と同様。	-『重点管理新汚染物質リスト（2023年版）』 -『中国厳格制限有毒化学物質リスト（2023年版）』（HSコードで確認可能）
PFHxS およびその塩類と関連化合物	-生産・使用・輸出入の禁止 -有害廃棄物と判定された場合は、関係規定に従って管理する。	-『重点管理新汚染物質リスト（2023年版）』
その他 PFAS 誘導体	-新規 PFAS 化学物質は登録・評価必須 -PBT（難分解性・生物蓄積性・毒性）を重点審査。	『新規化学物質環境管理登録弁法』（2020版）

「PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について（4）」へ続く
（作成：市場部・李雅平）

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について（4）

Q: PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について、教えてください。

＜市場情報＞＜化学品＞＜フッ素＞＜PFAS 問題＞

A: PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について、PFAS 定義の紹介に加え以下三つの部分にまとめましたので、ご参考に供します：①PFAS の人体への影響、②中国を含む各国の規制動向、③在中国関係企業の対応について。

「PFAS 問題と中国フッ素化学品産業への影響について（3）」より続く

3. 中国における PFAS 規制の概要や展望（続き）

2) 代替技術開発への奨励

まだ具体化されていませんが、PFAS 代替補助金制度の創設が期待されます。国務院が公布する『[新規汚染物質対策行動計画](#)』（2022 版）に基づき新規汚染物質対策パイロット事業を実施しています。長江・黄河などの流域、重要飲用水源周辺、主要河口・海湾・養殖海域、および京津冀、長江デルタ、珠江デルタなどの地域において、石油化学、塗料、繊維染色、ゴム、農薬、医薬品などの産業を重点対象とし、主要企業および工業団地を選定して新規汚染物質対策のパイロット事業を展開します。これにより、有害化学物質の環境配慮型代替技術の実証モデルを構築します。地区政府の判断により、上記企業の自主的取り組みを促進するためのインセンティブ政策（補助金・税制優遇など）の策定を奨励し、新規汚染物質の発生・排出抑制を推進しています。

現段階では、PFAS 代替技術への直接補助金制度は存在せず、間接的な支援（例：高技術企業認定による税優遇）に依存しています。

3) 業界基準

以下は、中国の GB 規格（国家強制標準）において、PFAS に関する主要基準値をまとめた表です。

対象分野	規格名称	基準値	備考
飲用水	《生活飲用水衛生標準》 (GB 5749-2022)	PFOA : 80 ng/L 以下 PFOS : 40 ng/L 以下	2022 年 3 月施行。中国初の飲用水 PFAS 規制。
食品接触材料	《食品安全国家标准食品接触材料および製品における添加物の使用基準》 (GB 9685-2016)	PFOS : 禁止※ PFOA : 0.025 mg/kg 以下（フッ素樹脂製造用加工助剤として）	PFOS は食品接触材料の添加剤として一切使用不可。非意図的混入は別途管理対象。
アウトドア衣料	《アウトドア運動服装/アウトドアジャケット》 (GB/T 32614-2023)	1.0 $\mu\text{g}/\text{m}^2$ 以下（「無フッ素加工」表示製品の場合）	国家推薦標準。2023 年 7 月施行。EU の REACH 規則と同等基準。

※出典：中国国家標準化管理委員会公示文書の情報より弊社にて整理。

4) 展望

弊社にてネット上の公開情報より、今後の PFAS 規制に関する展望を整理しました。

(1) 政策法規の強化

華鐘コンサルタントグループ会員専用

『新規汚染物質対策行動計画』（2022 版）に基づき、今後も『重点管理新汚染物質リストを状況に応じて継続的に更新・公開していく予定で、規制強化が予測されます。PFAS の管理対象物質範疇が拡大し、特定の業界（食品包装、化粧品など）を含む消費製品に及ぶと予想されます。

(2) 代替品の研究開発

代替品の短期過渡案としては短鎖 PFAS（例：PFBA）、中長期過渡案としては非フッ素化合物（例：バイオベース材料）へ移行していく場合、今後政府がインセンティブを策定する可能性があります。

(3) 全ライフサイクルの監督強化

生産段階での届出から流通段階でのトレーサビリティまで拡大し、半導体エッチング液などの工業製品、消費製品に PFAS が含まれる場合の強制的な表示制度を確立し、サプライチェーンにおける PFAS の使用状況をデジタルで追跡できるプラットフォームを構築する可能性があります。

(4) 地域的なパイロット実施と基準の分化

京津冀地区、長江デルタ、珠江デルタなどの経済ベルトでは、国際基準よりも厳しい地域独自の PFAS 物質の排出基準値を率先して制定する可能性があります。

5. 在中国関係各社の対応

各社の公式情報によると、中国企業および在中国外資系企業の PFAS 問題への対応は現時点では依然として限定的です。企業の取り組みは、主に代替技術・製品の開発や製造プロセスの革新です。各社は、今後の法改正で具体的なインセンティブが追加される可能性に注目しています。以下は具体例の纏めです。

① 中国国内企業の PFAS/PFOA 代替取り組み戦略

企業名	主な取り組み
巨化集団（上場）	PFOA の全面的な源頭代替を推進
永和股份（上場）	2019 年時点で EU 規制（PFOA 含有基準）を先行達成
金発科技（上場）	PFAS 不使用の難燃 PC/PPO 材料を開発
諾為新材料（杭州）	PFAS 不使用の PC 薄壁製品用難燃ソリューションを提供
成都思立可	PFAS・フッ素系ポリマー加工助剤（PPA）を含まない製品を開発

※出典：各社ホームページ、上場企業年度報告やネット公開情報からの抜粋。

② 在中国外資系企業（日系を含める）の対応

企業名	主な取り組み
トヨタ中国	万華化学（ワンファケミカル）と共同でフッ素不使用の防水ゴムを開発し、2024 年新型車のシール部品における PFAS 含有量を低減
村田製作所	MLCC（積層セラミックコンデンサ）の生産で PFAS 系接着剤の使用を停止。
錦湖日麗（上海） （韓中合弁）	PFAS 不使用の難燃ソリューションを提供（PC、ABS、MPP0 など主要素材に対応）
デュポン中国 （アメリカ）	グローバル方針に基づき、PFAS の段階的削減と代替技術開発を推進し、特定産業向けに PFAS フリーの材料開発を実施（例：電子材料、コーティング分野）

※出典：各社ホームページやネット公開情報からの抜粋。

弊社では、中国の各産業分野の市場調査の他、競合先となる中国企業等の経営状況・経営実態調査等を行っています。何かご要望等があれば、お気軽にお申し付け下さい。

以上

（作成：市場部・李雅平）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 電気自動車給電設備に対する強制性製品認証の実施について（1）

Q: 中国主管部門の電気自動車関連給電設備の生産認証要求に関する内容について教えてください。

＜政策法規＞＜電気自動車＞＜給電設備＞＜強制性製品認証＞＜CCC 認証＞

A: 製品品質安全監督管理作業をさらに強化するため、『中華人民共和国認証認可条例』の関連規定に基づき、2024 年 12 月 16 日、国家市場監督管理総局は、『電気自動車給電設備に対する強制性製品認証管理の実施に関する公告（中国語：[《關於對電気自動車給電設備實施強制性產品認證管理的公告》](#)、略称：『公告』）を公表し、電気自動車給電設備に対して強制性製品認証（CCC 認証）管理を実施することを決定しました。

1. 『公告』実施の背景

中国の新エネルギー自動車産業の規模が常に拡大していることに伴い、電動自動車給電設備の数量も持続的に成長する傾向にあります。業界統計によれば、2024 年 10 月末現在、中国全国充電ポール（充電ガン）は 1,188 万ヶ所、この内、公共充電ポールは 339 万ヶ所、プライベート充電ポールは 849 万ヶ所です。中国の現存する充電ポール関連企業数は 51.2 万社に上り、ほとんどがここ 2 年に増加した中小企業であり、製品の品質は玉石混交、安全基準は統一されておらず、運営サービスも規範的でないなどの問題が存在します。さらに電気自動車給電設備には電圧が高い、電流が大きい、作動時間が長い、設置使用環境が複雑などの特徴もあります。近年来、電気自動車給電設備では時々感電、火災などの事故が発生し、しかも年々増加する傾向にあり、消費者の人身健康と公共安全に対し深刻に脅威を与えています。

このような状況においては、CCC 認証の実施により、電気自動車給電設備の感電防止、過電流保護、耐火耐燃など重要安全指標に対し厳格な測定試験を実施することができ、生産企業における品質管理水準に対して持続的に検査を実施し、安全上の隠れた問題が存在する製品の市場への流入を効果的に防止することができます。

現在、中国政府は電気自動車完成車、電動オートバイ完成車、電動自転車完成車、電動自転車の為に組み合わされた充電器、リチウム電池などに対し、既に CCC 認証を実施しており、この度の電気自動車給電設備に対する CCC 認証実施は、市場発展の必然的傾向でもあります。『公告』に基づき、今回の 2025 年 3 月 1 日より実施される電気自動車給電設備 CCC 認証は、2024 年 7 月に新たに改訂公布された 2 つの強制性国家標準である『電気自動車給電設備安全要求』（中国語：[《電気自動車給電設備安全要求》](#)、GB 39752-2024、2025 年 8 月 1 日施行）、『電気自動車電動充電システム安全要求』（中国語：[《電動汽車伝導充電系統安全要求》](#)、GB 44263-2024、同様に 2025 年 8 月 1 日施行）を根拠として展開されます（この 2 つの国家標準については、後続の本文にて簡単に紹介します）。

2. 『公告』の主要内容

(1) 電気自動車給電設備に関する製品の説明と範囲

華鐘コンサルタントグループ会員専用

電気自動車給電設備のメーカー及び消費者の製品に対する具体的関連範囲の理解のために、国家市場監督管理総局は、『公告』の付属書の中で特に電気自動車給電設備製品の適用範囲について以下の通り詳細に記述明しています。

製品大類	製品種類・コード	製品種類について	適用製品範囲	適用範囲・製品実例	説明
電気自動車給電設備	電気自動車交流給電設備 (2501)	定額出力電圧 $\leq$ 交流1000V、電気自動車車載充電器のために交流電源を供給する給電設備	電気自動車交流給電設備	1. 電気自動車交流充電ポール/固定式電気自動車交流充電設備 2. 非固定式電気自動車交流充電設備(例: ケーブル上制御・保護装置 IC-CPD) 	1. 適用基準： 《電気自動車給電設備安全要求》 GB 39752-2024 (2025-08-01 実施) 《電動汽車伝導充電系統安全要求》 GB 44263-2024 (2025-08-01 実施) 2. 変圧設備、無線充電設備は含まれない。
	電気自動車直流給電設備 (2502)	定額出力電圧 $\leq$ 直流1500V、電気自動車充電蓄電可能なシステムのために直流電源を供給する給電設備	電気自動車直流給電設備	一体式、コンポーネント式、ポータブルタイプ、移動式などの分体式直流充電設備  	

『公告』の上記表に基づき、今回の主な範囲には生活においてよく見られる固定充電ポール、移動式充電設備、車載充電設備などが含まれています。

「電気自動車給電設備に対する強制性製品認証の実施について（2）」へ続く
 (作成：公関部 愈穎春)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 電気自動車給電設備に対する強制性製品認証の実施について（2）

Q: 中国主管部門の電気自動車関連給電設備の生産認証要求に関する内容について教えてください。

< 政策法規 > < 電気自動車 > < 給電設備 > < 強制性製品認証 > < CCC 認証 >

A: 製品品質安全監督管理作業をさらに強化するため、『中華人民共和国認証認可条例』の関連規定に基づき、2024年12月16日、国家市場監督管理総局は、『電気自動車給電設備に対する強制性製品認証管理の実施に関する公告（中国語：[《關於對電気自動車給電設備實施強制性產品認證管理的公告》](#)、略称：『公告』）を公表し、電気自動車給電設備に対して強制性製品認証（CCC 認証）管理を実施することを決定しました。

「電気自動車給電設備に対する強制性製品認証の実施について（1）」より続く

2. 『公告』の主要内容（続き）

(2) 実施時期及び過渡期間の設置

現在の中国電気自動車給電設備業界において80%以上が零細企業であることを考慮して、企業に十分な期間を留保するため、『公告』は1年5ヶ月の過渡期間を特別に設置して、2025年3月1日から関連認証機関が認証委託の受理を開始すること、2026年8月1日よりCCC認証を取得しておらず、認証ラベルを貼付していない電気自動車給電設備に対し、工場出荷、販売、輸入やその他経営活動における使用を禁止することを明確にしています。また、認証品質の確保とリスクコントロールが可能であることを前提として、企業が既に取得している国際認証などの検測認証結果を積極的に採用して企業の認証コストを削減し、認証までに必要な期間を短縮するとしています。

『公告』の摘要は以下の通りです。

1. 2025年3月1日より、指定認証機関は電気自動車給電設備（製品説明及び範囲は付属書の通り）CCC認証の委託受理を開始する。認証、検査関連業務を請け負う認証機関及び実験室は別途公布する。
2. 2026年8月1日より、CCC認証証書及び認証注記ラベルを取得していない電気自動車給電設備は、工場出荷、販売、輸入、その他経営活動において使用してはならない。

(3) CCC 認証基準

前述の通り、今回の2025年3月1日より始まるCCC認証作業は、2024年7月に新たに改訂公布された2つの強制性国家標準である『電気自動車給電設備安全要求』（中国語：[《電気自動車給電設備安全要求》](#)、GB 39752-2024、2025年8月1日施行）、『電気自動車電動充電システム安全要求』（中国語：[《電動汽車伝導充電系統安全要求》](#)、GB 44263-2024、同様に2025年8月1日施行）を根拠として展開されます。この2つの2025年8月1日より運用が開始される新規格について、以下通り概要を紹介します。関連生産企業や関連企業はその具体的詳細について全国規格情報公共サービスプラットフォームにア

華鐘コンサルタントグループ会員専用

クセス下さい。

- 1) 『電気自動車給電設備安全要求』（中国語：《[電気自動車給電設備安全要求](#)》、GB 39752-2024、2025年8月1日実施）

●**適用範囲**：電気自動車及び給電グリッド(電源)の間の接続、定額出力電圧が交流 1000V 又は直流 1500V 及びそれ以下の各種タイプの給電設備に適用。電気自動車給電設備の一般安全要素要求、並びに基準の実施要求、対応する試験方法を規定。使用環境、設備構成、感電保護、エネルギーと保護、過熱及び防火、機械保護、電磁適合性などで構成される充電安全問題を定義。

●**主要内容**：

1	電気自動車給電設備の室内及び室外使用の場合の環境区分を規定	環境温度範囲、環境湿度範囲、汚染等級要求、海拔要求、安全要求及び高温、高湿、高輻射、高塩霧など特殊環境における使用要求を含む。
2	電気自動車給電設備の物流構造を規定、正常条件下と故障条件下における耐えるべき応力要求、防護等級など	ハンドルと手動制御装置、連続とスプライシング、配線、ケース開口部、防護等級などを含む。
3	電気自動車給電設備基本防護と故障防護などの感電防護措置を規定	絶縁措置、残留電流保護、ガルバニック絶縁、クリアランス及び沿面距離、絶縁抵抗、絶縁耐力を含む。
4	電気自動車給電設備の充電過程におけるエネルギーと保護措置を規定	出力過電圧保護、出力過電流保護、ショート保護、ロード・ダンプ保護、逆流防止保護、接着保護、アクセス保護、絶縁保護、マルチ車両ソケットの直流給電設備モジュール切り換えを含む。
5	電気自動車給電設備の接触可能な、グリップ可能な部位の表面、付属品、部品、絶縁、プラスチック材料の特定温度と安全温度の要求を規定	許容表面温度、耐熱、耐燃、耐老化を含む。
6	電気自動車充電設備の機械強度要求を規定	可動部品、機械強度を含む。
7	電気自動車充電設備の電磁適合性要求を規定	電磁適合性イミュニティ、電磁適合性エミッションを含む。
8	電気自動車充電設備の製品ラベル、警告ラベルと指示要求を規定	製品ラベル、警告ラベル、製品表示及び警告表示を含む。

「電気自動車給電設備に対する強制性製品認証の実施について（3）」へ続く
(作成：公関部 俞穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 電気自動車給電設備に対する強制性製品認証の実施について（3）

Q: 中国主管部門の電気自動車関連給電設備の生産認証要求に関する内容について教えてください。

<政策法規><電気自動車><給電設備><強制性製品認証><CCC 認証>

A: 製品品質安全監督管理作業をさらに強化するため、『中華人民共和國認証認可条例』の関連規定に基づき、2024年12月16日、国家市場監督管理総局は、『電気自動車給電設備に対する強制性製品認証管理の実施に関する公告（中国語：[《關於對電氣自動車給電設備實施強制性產品認證管理的公告》](#)、略称：『公告』）を公表し、電気自動車給電設備に対して強制性製品認証（CCC 認証）管理を実施することを決定しました。

「電気自動車給電設備に対する強制性製品認証の実施について（2）」より続く

2. 『公告』の主要内容

(3) CCC 認証基準（続き）

2) 『電気自動車電動充電システム安全要求』（中国語：[《電動汽車伝導充電系統安全要求》](#)、GB 44263-2024、2025年08月1日実施）

●適用範囲：電気自動車交流充電システム及び電気自動車直流充電システム、その給電グリッド定格電圧1000V（交流）又は1500V（直流）以下、電気自動車側定格最大電圧1000V（交流）又は1500V（直流）以下に適用、電気自動車充放電システムにおける充電の安全要求にも適用。電気自動車伝道充電システム安全要求及び対応する試験方法を規定。全体的な安全、充電インターフェースセキュリティ、交流直流充電安全の要求を定義、また充電システム安全設計、製造、検測の技術要求を提示。

●主要内容：

1	電気自動車伝導充電システムの全体的要求を規定	✧ 電気自動車充電モデル使用条件。 ✧ 給電設備はGB39752『電気自動車給電設備安全要求』の規定に合致していること。 ✧ 電気自動車はGB18384『電気自動車安全要求』の規定に合致していること。
2	充電インターフェースセキュリティを規定	✧ 充電インターフェース防護等級（車+ポール） ✧ 交流充電インターフェース温度保護機能（車+ポール） ✧ 支流車両インターフェース温度保護機能（車+ポール）
3	交流充電の安全を規定	✧ システム設計の安全：制御ガイダンス回路、ショート保護機能など

華鐘コンサルタントグループ会員専用		
		◇ 充電異常保護：設備側 CC 回路異常保護、給電グリッド停電保護など
4	直流充電の安全を規定	◇ システム設計の安全：制御ガイダンス回路、ショート保護機能など ◇ 充電異常保護：車両側 CC1 回路異常保護、通信タイムアウト保護など
5	試験方法を規定	検測規則、試験条件、試験システム、充電インターフェース安全試験、交流充電安全試験、直流充電安全試験などを含む

上記 2 つの規格は給電設備本体の物理構造から、電気回路、故障保護、機械保護などまでの分野、及び充電システムの設計から製造、使用、検測及び運用メンテナンスの全プロセスまでに関し、全面的な安全要求と試験方法を提示し、充電設備の製造、施設運営、市場監督管理及び品質検査試験などに根拠を提供していると思ふことができ、今回の『公告』が要求している CCC 認証実施のために技術的注釈も提示していると思ふことができます。

今日の充電インフラ基盤施設が既に人々の外出需要に貢献するための重要なエネルギー補給施設となっているように、今後の数年において、中国新エネルギー自動車のさらなる急速な発展に伴い、充電インフラ基盤施設の需要はまだまだ持続的に伸びて行くことが見込まれます。このため市場監督管理部門が電気自動車給電設備に対する強制性製品認証を実施し、市場参入認可を設定することは不可欠であり、これにより製品品質安全の最低ラインを確実に固め、人々の外出の安全をよりよく保障することになります。

以上
(作成：公関部 俞穎春)

★中国ビジネス相談Q & A

■ 2024 年度の広州市の社会保険制度について（更新）

Q: 2024 年度における広州市の社会保険制度について、教えてください。

< 福利厚生 > < 社会保障 > < 住宅積立金 > < 失業保険 > < 養老保険 > < 医療保険 >

A: 以下、2024 年度における広州市の社会保険制度についてご紹介します。

1. 最近の動向

広州市統計局が公布した『[2023年広州市城鎮非私営と私営単位就職人員年間平均給与情況](#)』及び広州市住宅積立金管理センターが公布した『[広州住宅積立金管理センターによる2024年度住宅積立金納付調整の関連問題についての通知](#)』に基づき、2024年7月1日より広州市の社会保険料と住宅積立金が調整されました。

2. 負担率

以下は、2024 年度（2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日）における広州市の社会保険と住宅積立金の負担率をまとめたものです。

項目			会社負担率	従業員個人負担率
1	社会保険	養老保険	2024年7月1日～2024年12月31日の期間中:15% 2025年1月1日～2025年6月30日の期間中:16%	8%
2		医療保険(生育 保険を含む)	5.35%	2%
3		失業保険	0.32%、0.48%、0.8%	0.2%
4		労災保険	0.2%、0.4%、0.6%、0.8%、0.9%、1.0%、 1.2%、1.4%	無し
5	住宅積立金		5%～12%	5%～12%
合計			26.37%～35.05%	15.2%～22.2%

3. 納付基数

上記各項目の実際の負担額に関しては、従業員各個人の前年度本人平均月収に基づき納付基数を決め、その納付基数に基づいて会社負担額及び従業員の個人負担額を計算し、その納付基数にはそれぞれ上限と下限が次表の通り設定されています。

養老保険料の納付基数について、広東省人力資源と社会保障庁が公布した『[粵人社発（2024）33号](#)』に基づき、上限は2023年度広東省全口径従業員平均月収(9,167元)の300%(2万7,501元)で、下限は2023年度広東省全口径従業員平均月収9,167元の60%(5,500元)となります。

生育保険料と医療保険料の納付基数について、『[広州市医疗保障局、広州市財政局、広州市人的資源・社会保障局の、広州市従業員医療保険及び生育保険の資金調達基準に関する通知](#)』に基づき、2024 医療年度（適用期間：2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで）の上限は2万9,979元で、下限は5,996元となり、2025 医療年度（適用期間：2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）の上限は3万1,179元で、下限は6,236元となります。

失業保険料の納付基数について、上限は広州市前年度平均月収（1万3,193元）の300%（3万9,579

華鐘コンサルタントグループ会員専用

元)で、下限は広州市の現行最低賃金(2,300元)となります。

労災保険料については、納付基数の上限と下限は設けられていません。

住宅積立金の納付基数について、上限は広州市前年度平均月収(1万3,193元)の300%(3万9,579元)で、下限は広州市の現行最低賃金(2,300元)となります。

4. 負担額

上記負担率に基づいた、1ヶ月あたりの会社と従業員個人の負担額の上下限額は以下の通りです。

項目		会社負担額	従業員個人負担額
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収×16% 上限: 27,501元×16%=4,400元 下限: 5,500元×16%= 880元	従業員本人の前年度平均月収×8% 上限: 27,501元×8%=2,200元 下限: 5,500元×8%= 440元
2	医療保険 (生育保険を含む)	従業員本人の前年度平均月収×5.35% 上限: 31,179元×5.35%=1,668元 下限: 6,236元×5.35%= 334元	従業員本人の前年度平均月収×2% 上限: 31,179元×2%=624元 下限: 6,236元×2%=125元
3	失業保険	従業員本人の前年度平均月収×0.32% 上限: 39,579元×0.32%=127元 下限: 2,300元×0.32%= 7元	従業員本人の前年度平均月収×0.2% 上限: 39,579元×0.2%=79元 下限: 2,300元×0.2%= 5元
4	労災保険	従業員本人の前年度平均月収×0.2%~1.4% 上限: 設けない 下限: 設けない	無し
計: 社会保険 (労災保険を除く)		1,221元~6,195元	570元~2,903元
5	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収×5% 上限: 39,579元×5%=1,979元 下限: 2,300元×5%= 117元	従業員本人の前年度平均月収×5% 上限: 39,579元×5%=1,979元 下限: 2,300元×5%= 117元
合計		1,338元~8,174元	687元~4,882元

注: 養老保険は16%、医療保険料の納付基数は2025医療年度の上限額を採用、失業保険は0.32%、住宅積立金は5%として計算。各算出額について、小数点以下は四捨五入。

5. 外国人の社会保険について

広州市人力資源社会保障局と広州市地方税務局は連名で2012年11月27日付けにて『本市で就業する外国人の社会保険加入関連事項に関する通知』、穗人社通告[2012]16号)を公布し、外国人について社会保険料金の納付を義務付けました。納付基数と負担比率は上記の中国人従業員と同様です。

上述のとおり、仮に外国人の社会保険料の納付基数が「上限」にある場合、会社負担額は従業員一人につき年間約164万円、個人負担額は年間約77万円となります(1元@22円)。

※外国人の社会保険: 日中社会保障協定の締結により、2019年9月1日以降、日本からの出向者は養老保険の免除申請が可能(初回の免除申請期間は最長5年間で、派遣期間が5年を超える場合認可を取得すれば加入免除期間を延長可能)ですが、医療、失業、労災保険料は継続して納付しなければなりません。従って、仮に納付基数が「上限」以上の従業員の場合、養老保険以外の社会保険料の、会社負担額は従業員一人につき年間約47万円、個人負担額は年間約19万円となります(1元@22円)。

以上
(作成: 広州分公司 許進)

★中国ビジネス相談Q & A

■ 2024 年度の深圳市の社会保険制度について（更新）

Q: 2024 年度における深圳市の社会保険制度について、教えてください。

＜福利厚生＞＜社会保障＞＜住宅積立金＞＜失業保険＞＜養老保険＞＜医療保険＞

A: 以下、2024 年度の深圳市の社会保険制度についてご紹介します。

1. 最近の動向

深圳市市統計局が公布した『[2023年深圳市城鎮単位就業人員平均賃金データ公報](#)』に基づき、2024年7月1日より深圳市の社会保険料と住宅積立金が調整されました。

2. 負担率

以下は、2024 年度（2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日）における深圳市の社会保険と住宅積立金の負担率をまとめたものです。

項目			会社負担比率		従業員個人負担比率	
			深圳市戸籍	非深圳市戸籍	深圳市戸籍	非深圳市戸籍
1	社会 保 険	養老保険	2024 年 7 月-2024 年 12 月:15%+補充 1% 2025 年 1 月-2025 年 6 月:16%+補充 1%	2024 年 7 月-2024 年 12 月:15% 2025 年 1 月-2025 年 6 月:16%	8%	
2		失業保険	0.8%		0.2%	
3		労災保険	0.2%、0.4%、0.6%、0.8%、 0.9%、1.0%、1.2%、1.4%		無し	
4		医療保険	一級適用：5%	一級：5% 二級：1.5%	一級適用：2%	一級：2% 二級：0.5%
5		生育保険	0.5%		無し	
6	住宅積立金		5%～12%		5%～12%	
合計			27.5%～36.7%	23%～35.7%	15.2%～22.2%	13.7%～22.2%

3. 納付基数

上記各項目の実際の負担額に関しては、住宅積立金は従業員各個人の前年度本人平均月収、社会保険は従業員各個人の当月の月収（内、養老保険は前月の月収）に基づき納付基数を決め、その納付基数に基づいて会社負担額及び従業員の個人負担額を計算し、その納付基数にはそれぞれ上限と下限が次表の通り設定されています。

養老保険料の納付基数について、広東省人力資源と社会保障庁が公布した『[粵人社発（2024）33 号](#)』に基づき、上限は 2023 年度広東省全口径従業員平均月収(9,167 元)の 300% (27,501 元) で、下限は 2023 年度広東省全口径従業員平均月収 9,167 元の 49% (4,492 元) となります。

失業保険料の納付基数について、上限は深圳市の 2023 年度平均月収(1 万 4,553 元)の 300% (4 万 3,659 元) で、下限は深圳市最低賃金 (2,360 元) となります。労災保険料の納付基数について、上限は設けら

華鐘コンサルタントグループ会員専用

れておらず、下限は深圳市最低賃金（2,360 円）となります。

医療保険料と生育保険料の納付基数について、[『深圳市人民政府弁公庁の「深圳市製造業企業の原価引下げ若干措置」に関する通知』](#)に基づき、2024 医療年度（適用期間：2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで）の上限は 3 万 2,376 円で、下限は 6,475 円となり、2025 医療年度（適用期間：2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）の上限は 3 万 3,666 円で、下限は 6,733 円となります。

住宅積立金の納付基数について、上限は深圳市の 2023 年度平均月収（1 万 4,553 円）の 300%（4 万 3,659 円）で、下限は深圳市の最低賃金（2,360 円）となります。

4. 負担額

上記負担率に基づいた、1 ヶ月あたりの会社と従業員個人の負担額の上下限額は以下の通りです。

項目		会社負担比率	負担額（元）		個人負担比率	負担額（元）	
			下限	上限		下限	上限
1	養老保険	17% (深圳戸籍)	764	4,675	8%	359	2,200
		16% (非深圳市戸籍)	719	4,400			
2	失業保険	0.8%	19	349	0.2%	5	87
3	労災保険	0.2%	5	設けない	無し	-	-
4	医療保険	5%	337	1,683	2%	135	673
5	生育保険	0.5%	34	168	無し	-	-
計：社会保険 (労災保険を除く)		深圳戸籍	1,159	6,875	深圳戸籍	499	2,960
		非深圳市戸籍	1,114	6,600	非深圳市戸籍	499	2,960
6	住宅積立金	5%	118	2,183	5%	118	2,183
合計		深圳戸籍	1,277	9,058	深圳戸籍	617	5,143
		非深圳市戸籍	1,232	8,783	非深圳市戸籍	617	5,143

注：労災保険は 0.2%、非深圳市戸籍の医療保険は第一級（会社負担 5%と個人負担 2%）（納付基数は 2025 医療年度の上限額を採用）、住宅積立金は 5%として計算。各算出額について、小数点以下は四捨五入。

5. 外国人の社会保険について

深圳市社会保険基金管理局は 2012 年 8 月 21 日付で「本市で就業する外国人の社会保険加入関連事項に関する通知」（中国語：「關於在我市就業的 외국인 參加社会保険有關事項的通告」）を公布し、外国人について社会保険料の納付を義務付けました。納付基数と負担率は非深圳市戸籍の中国人従業員と同じです。

上述のとおり、仮に外国人の社会保険料の納付基数が非深圳市戸籍の「上限」にある場合、会社負担額は従業員一人につき年間約 174 万円、個人負担額は年間約 78 万円となります（1 元@22 円）。

※外国人の社会保険：日中社会保障協定の締結により、2019 年 9 月 1 日以降、日本からの出向者は養老保険の免除申請が可能（初回の免除申請期間は最長 5 年間で、派遣期間が 5 年を超える場合認可を取得すれば加入免除期間を延長可能）ですが、医療、失業、労災保険料は継続して納付しなければなりません。従って、仮に納付基数が「上限」以上の従業員の場合、養老保険以外の社会保険料の、会社負担額は従業員一人につき年間約 58 万円、個人負担額は年間約 20 万円となります（1 元@22 円）。

以 上

（作成：広州分公司 許進）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『自然人ネットショップ管理規範』について（1）

Q: 『自然人ネットショップ管理規範』の内容について、教えてください。

＜政策法規＞＜ネットワーク取引プラットフォーム＞＜自然人ネットショップ＞＜ネットワーク取引プラットフォーム運営者＞

A: 2025 年 4 月 9 日、国家市場監督管理総局は初めての市場監督管理業界標準となる「自然人ネットショップ管理規範（MR/T 0001-2025）」（以下「管理規範」という）を発表しました。これは、ネットワーク取引プラットフォーム運営者の自然人ネットショップに対する統一的な管理枠組みを構築し、ネットワーク取引の監督管理の科学化・規範化レベルを高めるためのものです。この「管理規範」は 2025 年 6 月 1 日から施行されます。

1. 「管理規範」の定義、法的根拠および背景

(1) 関連定義および法的根拠

今回の「管理規範」は、2018 年の「中華人民共和国電子商取引法」と 2021 年の「ネットワーク取引監督管理弁法」（※）等の関連規定を具体化し、ネットワーク取引データの報告、処理、管理の各段階が関連規定に適合することを確保するものです。以下では、自然人ネットショップ等の関連規定の定義と法的根拠を比較整理し、参考にしてください（太字下線が重点内容です）。

※ 関連法規の具体内容は、弊社の公式ウェブサイト（<https://www.shcs.com.cn/>）のビジネス Q&A 欄をご参照ください。キーワード検索を使用してください。

① 「『中華人民共和国電子商取引法』について（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、（6）」

② 「ネットワーク取引監督管理弁法について（1）、（2）、（3）」

No.	法規名称	関連内容
1	<u>中華人民共和国電子商取引法</u> （2018 年）	第十条 電子商取引業者は、法に基づいて市場主体登録を行わなければならない。ただし、<u>個人が自ら生産した農副産品や家庭手工業製品を販売する場合、または自分のスキルを活用して法に基づいて許可を必要としない便民労務活動や零細な取引活動を行う場合及び法律や行政法規で登録を必要としない場合を除く。</u>
2	<u>ネットワーク取引監督管理弁法</u> （2021 年）	第八条 ネットワーク取引業者は、法律、法規、国務院の決定に基づいて、無許可・無登録の営業を行ってはならない。ただし、「中華人民共和国電子商取引法」第十条で定める登録を必要としない場合を除く。 <u>個人がネットワークを通じて清掃、洗濯、裁縫、理髪、引越し、鍵の複製、パイプ詰まりの除去、家電家具の修理等の法に基づいて許可を必要としない便民労務活動を行う場合、同法第十条の規定に基づいて登録を必要としない。</u> <u>個人がネットワーク取引活動を行い、年間取引額が 10 万元を超えない場合も、同法第十条の規定に基づいて登録を必要としない。同一の業者が同一のプラットフォーム又は異なるプラットフォームで複数のネットショップを開設する場合、各ショップの取引額は合算される。</u> 個人が行う零細な取引が法に基づいて行政許可を必要とする場合は、市

華鐘コンサルタントグループ会員専用		
		場主体登録を行わなければならない。
3	自然人ネットショップ管理規範 （2025 年）	3.4 ネットワーク取引プラットフォーム内業者 operator within the online transaction platform ネットワーク取引プラットフォームを通じて商品を販売又はサービスを提供する業者 注：ネットワーク取引プラットフォーム内業者には、以下が含まれる。 <u>1) 電子商取引プラットフォームを通じて商品を販売またはサービスを提供するプラットフォーム業者</u> <u>2) ソーシャルネットワーク、ネットワークライブ配信等のネットワーク経営場所、商品の閲覧、注文の生成、オンライン決済等のサービスを通じてネットワーク取引活動を行う業者</u> 3.5 自然人ネットショップ natural person online store 法に基づいて経営主体登録を必要としないネットワーク取引プラットフォーム内業者（3.4）が開設するネットショップ 注：「中華人民共和国電子商取引法」、「ネットワーク取引監督管理弁法」に基づいて、法に基づいて経営主体登録を必要としないネットワーク取引プラットフォーム内業者には以下のものが含まれる。 <u>1) 自ら生産した農副産物をネットワークを通じて販売する個人</u> <u>2) 家庭手工業製品をネットワークを通じて販売する個人</u> <u>3) 清掃、洗濯、裁縫、理髪、引越し、鍵の複製、パイプ詰まりの除去、家電家具の修理等の法に基づいて許可を必要としない便民労務活動を行う個人</u> <u>4) 年間取引額が 10 万元を超えない個人</u>

(2) 「管理規範」の発表背景の概要

上記の定義によると、現在のネットワーク取引プラットフォーム内業者には、企業、農民専門合作社、個人事業主等の登録が必要な経営主体だけでなく、自産の農副産品や家庭手工業製品を販売する個人や、便民労務活動、零細な取引活動を行う個人（「管理規範」でいう自然人ネットショップ）も含まれます。

統計によると、現在中国の自然人ネットショップはプラットフォーム内業者の約 57%を占め、中国のネットワーク取引経営者の重要な構成部分であり、経済の安定、消費の促進、雇用の保障等の方面で重要な役割を果たしています。しかし、各ネットワーク取引プラットフォームは自然人ネットショップの管理基準が統一されておらず、自然人ネットショップの質もまちまちで、権利侵害や偽造、虚偽宣伝等の問題が発生しやすい領域となっています。

したがって、今回の「管理規範」の制定・発表は、自然人ネットショップの管理に関する法律制度の空白を埋め、推奨業界標準の形式で、ネットワーク取引プラットフォームが自然人ネットショップに対する「統一的な入居基準、統一的な運営ルール、統一的な退出メカニズム、統一的なデータ報告基準」の管理枠組みを構築し、自然人ネットショップの健全な発展を促進するものです。

今回の「管理規範」は「必要最小限」の原則に従って、ネットワーク取引データの報告範囲、頻度、利用、処理等を明確化し、同時に商業秘密や個人情報保護に関する規範も強化しました。

『「自然人ネットショップ管理規範」について（2）」へ続く

（作成：公関部 俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『自然人ネットショップ管理規範』について（2）

Q: 『自然人ネットショップ管理規範』の内容について、教えてください。

＜政策法規＞＜ネットワーク取引プラットフォーム＞＜自然人ネットショップ＞＜ネットワーク取引プラットフォーム運営者＞

A: 2025 年 4 月 9 日、国家市場監督管理総局は初めての市場監督管理業界標準となる「[自然人ネットショップ管理規範（MR/T 0001-2025）](#)」（以下「管理規範」という）を発表しました。これは、ネットワーク取引プラットフォーム運営者の自然人ネットショップに対する統一的な管理枠組みを構築し、ネットワーク取引の監督管理の科学化・規範化レベルを高めるためのものです。この「管理規範」は 2025 年 6 月 1 日から施行されます。

『自然人ネットショップ管理規範』について（1）」より続く

2. 「管理規範」の主な内容

2025 年 6 月 1 日から施行される「管理規範」は、9 章と 4 つの附属書からなり（ダウンロードした PDF ファイルは合計 20 ページで、右図が表紙の様式です。）、ネットワーク取引プラットフォーム運営者の自然人ネットショップの入居、運営、退出、データ報告等の方面における管理要求を規定しています。

「管理規範」は推奨業界標準であり、強制的な義務を追加していませんが、ネットワーク取引プラットフォーム企業が主体责任を積極的に履行し、プラットフォーム内の自然人ネットショップの管理レベルを向上させることを助けます。以下では、「管理規範」が提唱する 4 つの管理フレームワークについて概要を説明します。（以下の表は「管理規範」から引用しています。）



1) 統一的な入居基準

入居段階で、「管理規範」は「必要最小限」原則に従って、自然人ネットショップがプラットフォームに入居する際に、ネットワーク取引プラットフォーム運営者が収集する情報の範囲を明確にしています。詳細は「管理規範」の附属書 A を参照してください。例えば、自然人ネットショップに対して実名認証と支払い認証を完了するよう求め、取引アカウントと資金引出し銀行口座の整合性の審査を強化することで、自然人ネットショップの主体の真実性の問題を解決し、取引の安全性を保障することを推進しています。

4. 入居管理

自然人ネットショップがネットワーク取引プラットフォームに入居する際、ネットワーク取引プラットフォーム運営者は以下の情報を収集する必要がある（データ要素リストは附属書 A を参照）。

- ・ 自然人氏名
- ・ 自然人連絡電話番号
- ・ 証明書種類コード

華鐘コンサルタントグループ会員専用

- ・ 証明書番号
- ・ 自然人ネットショップ名称
- ・ 実際の経営活動の種類
- ・ 実際の経営場所

ネットワーク取引プラットフォーム運営者は、自然人ネットショップに対し、実名認証と支払い認証を完了するよう求め、以下の情報を提供するよう要求する必要がある。

- ・ 自然人ネットショップの引出し銀行名称
- ・ 自然人ネットショップの引出し銀行口座
- ・ 自然人ネットショップのアカウント

ネットワーク取引プラットフォーム運営者は、自然人氏名と自然人ネットショップの引出し銀行口座の一致を確認する必要がある。

2) 統一的な運営ルール

運営段階において、「管理規範」はネットワーク取引プラットフォーム運営者が自然人ネットショップの運営監査、ネットショップの表示、情報の公示、消費者の苦情、コンプライアンス管理、権利救済等の方面における管理要求を明確にし、自然人ネットショップが法律と規則に基づいて経営することを促進しています。

例えば、実際の運用において、行政執行部門が調査の結果、公示されている実際の経営場所で営業していないだけでなく連絡が取れない自然人ネットショップを見つけた場合、ネットワーク取引プラットフォーム運営者は報告を受けた後、自然人ネットショップに対し、公示情報を更新するよう要求し、かつ執行部門の調査に協力する必要があります。自然人ネットショップは経営主体登録が免除されているため、実際の経営場所は自然人ネットショップ自身が宣言する場所ですが、「管理規範」の関連規定は、自然人ネットショップが「虚偽の宣言」によって監督を回避することを効果的に防止することができます。

『「自然人ネットショップ管理規範」について（3）」へ続く

（作成：公関部 俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『自然人ネットショップ管理規範』について（3）

Q: 『自然人ネットショップ管理規範』の内容について、教えてください。

＜政策法規＞＜ネットワーク取引プラットフォーム＞＜自然人ネットショップ＞＜ネットワーク取引プラットフォーム運営者＞

A: 2025 年 4 月 9 日、国家市場監督管理総局は初めての市場監督管理業界標準となる「[自然人ネットショップ管理規範（MR/T 0001-2025）](#)」（以下「管理規範」という）を発表しました。これは、ネットワーク取引プラットフォーム運営者の自然人ネットショップに対する統一的な管理枠組みを構築し、ネットワーク取引の監督管理の科学化・規範化レベルを高めるためのものです。この「管理規範」は 2025 年 6 月 1 日から施行されます。

『自然人ネットショップ管理規範』について（2）」より続く

2、「管理規範」の主な内容（続き）

5.1 運営監査

自然人ネットショップの運営過程中、ネットワーク取引プラットフォーム運営者は、自然人ネットショップの実際の経営活動の種類等に応じて、その発表する商品又はサービスの情報を監査・監視し、以下の情報を記録・保存することが望ましい（データ形式は附属書 A を参照）。

- ・ 自然人ネットショップの名称
- ・ 自然人ネットショップのアクセス経路
- ・ 自然人ネットショップの入居時間
- ・ 経営主体登録が免除される自己宣言
- ・ 自己宣言情報のリンク
- ・ 実際の経営活動の種類
- ・ 取引価格
- ・ 取引数量
- ・ 年間取引額の特別な識別
- ・ 実際の経営場所
- ・ 発送地又はサービスの履行地
- ・ 商品又はサービスの評価記録
- ・ 自然人ネットショップの信用評価記録
- ・ 消費者の苦情処理記録
- ・ 実際の経営活動の種類に応じて記録する必要があるその他の関連する取引過程の情報

ネットワーク取引プラットフォーム運営者は、自プラットフォーム内で年間取引額が 10 万元を超える自然人ネットショップに対しては、法に基づいて経営主体登録を行うようタイムリーに提醒する必要がある。

3. 統一的な退出メカニズム

華鐘コンサルタントグループ会員専用

自然人ネットショップの退出段階において、自主的な終了であれ、関連規定に違反して強制的に閉鎖される退出であれ、「管理規範」は自然人ネットショップの情報公示の法的義務を詳細に明確にし、消費者の合法的な権益を保護することを強調しています。以下に「管理規範」における自主的な終了の法的義務を引用します。

6.2 自己による終了（一部省略）

6.2.2 情報の公示管理

ネットワーク取引プラットフォーム運営者は、情報の公示管理を行い、以下の要求を満たす必要があります。

a) 自然人ネットショップが経営活動を行うホームページの目立つ場所で、継続的に情報を公示し、公示期間は 30 日以上とすること。

b) 情報の公示期間が終了した後、自然人ネットショップが退出申請を提出した場合、7 営業日以内に審査を完了する。

ネットワーク取引プラットフォーム運営者が審査を通す前に、自然人ネットショップは退出申請を取り消すことができる。

6.2.3 消費者の権益保護

情報の公示期間中、ネットワーク取引プラットフォーム運営者は、自然人ネットショップに対し、消費者の権益を保護するための措置を取るよう要求する必要がある。

a) 既に成立した取引については、発送、返品・交換、権利保護のための苦情処理等の義務を履行すること。

b) 関連する法律、法規、規則および約束に従って、品質保証や修理等の義務を履行することを約束すること。

4. 統一的なデータ報告基準

「管理規範」は、ネットワーク取引プラットフォーム運営者が自然人ネットショップに関する情報の記録と保存を要求し、市場監督管理部門にデータを報告する要求を明確にしました（詳細は「管理規範」の附属書 B、C、D を参照）。これにより、ネットワーク取引のスマートな監督管理のデータ基礎を固めることができます。

今回の「管理規範」は主に、ネットワーク取引プラットフォーム運営者が自然人ネットショップを統一的に管理するための基準を対象としており、企業とは直接関連しません。しかし、前述のように、現在中国の自然人ネットショップはネットワークプラットフォーム運営者の総数の約 57% を占め、中国のネットワーク取引運営者の重要な構成部分です。したがって、「管理規範」が自然人ネットショップに対する最初の市場監督業界標準であるため、ネットワーク取引市場の秩序を規範化し、消費者と関連主体の合法的な権益を保護し、プラットフォーム経済の革新発展を促進する上で、さらに有利に働くことになります。ネットワークを通じて運営する企業経営者もこれによって恩恵を受けることができ、ネットワークプラットフォーム取引の健全な発展を共に導くことができます。

以上

（作成：公関部 俞穎春）

華鐘コンサルタントグループ

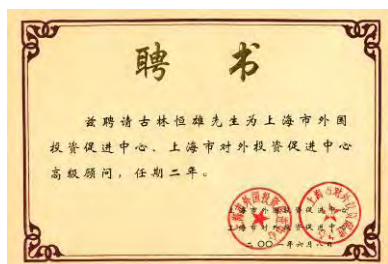
上海華鐘コンサルタントサービス(有)
上海華鐘投資コンサルティング(有)
上海華鐘信息管理コンサルティング(有)
上海華鐘国際貿易有限公司
株式会社華鐘コンサルティング



「国家統計局認定涉外調査許可証」



「上海市信用コンサルタント会社証」



董事長古林恒雄は「上海市外国投資促進センター」と「上海市對外投資促進センター」の顧問を委嘱されております

弊グループは上海市政府のバックアップのもとに、1994年4月に中国上海市にて設立された上海華鐘コンサルタントサービス(有)を中心とする日中合併の総合コンサルタント会社です。日本・韓国等の外国企業及び中国現地法人、中国各地区の開発区等、合わせて会員企業約700社、会員企業様向けに中国進出経営に関わるトータルソリューションを提供しています。

「上海市信用コンサルタント会社」等の認定に加えて、外資系コンサルタント会社では初の「涉外代理資格(外国企業の代理申請が出来る資格)」と「国家統計局涉外調査許可企業(外国企業から受託して全国、全産業の調査を行える企業)」の資格を有すると共に、董事長の古林恒雄は47年にわたる中国事業の経験を買われて「上海市外商投資協会」常務理事副会長、涉外諮詢分会副会長、「上海市外国投資促進中心」と「上海市對外投資促進中心」高級顧問をはじめ、江蘇省、浙江省、山東省、広東省などの各都市人民政府、開発区などの顧問などを委嘱されております。

私どもは今後とも、中国進出と現地法人経営のあらゆる分野でお役に立てる総合的コンサルタント会社としてさらに努力を重ねてまいります。

主要業務ご案内

- ★ 中国進出に関するマーケットリサーチ、企業信用調査
- ★ 会社設立に関する手続支援及びコンサルティング
- ★ 労務、人事、法務等に関わるコンサルティング
- ★ 会社財務・会計・税務全般の支援とコンサルティング
- ★ 工場建設に関する各種許認可取得支援と施工管理
- ★ M&Aに関わる資産評価及びデューデリジェンス業務
- ★ 商標登録出願申請に関する支援
- ★ 合併、分社化、買収、合併撤退、清算等に関する支援業務
- ★ 社内ITシステム構築、企業IT安全コンサルティング、ERPシステム導入コンサルティング関連業務

会員制度ご案内

- ★ 2万元/年(入会費:無し)
- ★ 会費内でご利用いただけるコンサルティングサービス
- (1)面談、(2)日刊、週刊及び月刊の華鐘通信送付、(3)E-mailベースによる中国ビジネス相談、
- (4)会員パスワードによる弊社データベース検索ダウンロード、(5)会社設立等の有償業務の契約(案)の作成
- ★ ご入会方法:別添「会員登録票」と「会員サービス覚書」に必要事項ご記入のうえ、FAXにてお送り下さい。同入会書類は弊社ホームページ(<https://www.shcs.com.cn>)からもダウンロード頂けます。

会社概要ご案内

- ★ 住所 上海市静安区石門一路 288 号興業太古匯 1 座 20 楼 2080-81 室
- ★ 設立 上海華鐘コンサルタントサービス有限会社は 1994 年 4 月 7 日
上海華鐘投資コンサルティング有限会社は 2006 年 4 月 27 日
- ★ 資本金 上海 2 社合わせて 13,600 万円 (2019 年現在)
- ★ 出資者 (株)華鐘コンサルティング 60%、上海紡織對外經濟技術合作有限公司 40%

連絡先

- ★ 上海華鐘投資コンサルティング有限会社
上海華鐘コンサルタントサービス有限会社

・住所 〒200041 上海市静安区石門一路 288 号興業太古匯 1 座 20 楼 2080-81 室
・電話番号 +86-(0)21-5117-5888 :担当者 張曉玲(会員部部長)
・Email アドレス shcs@shcs.com.cn Homepage アドレス <https://www.shcs.com.cn>

- ★ 広州分公司

・住所 〒510620 広州市天河区珠江東路 6 号周大福金融中心 38 階 3865 室
・電話番号 +86-(0)20-2831-3118 :担当者 許進(主任、日本語可)
・Email アドレス xujin@shcs.com.cn

- ★ 蘇州分公司

・住所 〒215028 蘇州工業園区旺墩路 188 号建屋大厦 1203 室
・電話番号 +86-(0) 512-6809-4510 :担当者 李金姫(主任、日本語可)
・Email アドレス lijinji@shcs.com.cn

- ★ 上海華鐘信息管理コンサルティング有限会社

・住所 〒200041 上海市静安区石門一路 288 号興業太古匯 1 座 20 楼 2080-81 室
・電話番号 +86-(0)21-5117-5888 :担当者 楊忠偉(総経理)
・Email アドレス shis@shcs.com.cn

- ★ 上海華鐘国際貿易有限公司

・住所 〒200131 中国(上海)自由貿易試験区冰克路 500 号 3 幢 3 層 315 室
・電話番号 +86-(0)21-6467-1198 :担当者 古林 将一(総経理)

- ★ 大阪 株式会社華鐘コンサルティング

・住所 〒541-0045 日本国大阪市中心区道修町二丁目 2 番 11 号ベルロード道修町ビル 4 階
・電話番号 +81-(0)6-6232-0775 :担当者 陳庚(コンサルティング部長、日本語可)
・FAX 番号 +81-(0)6-6232-0776 Email アドレス osaka.jhcs@shcs.co.jp

- ★ 東京 株式会社華鐘コンサルティング東京事務所

・住所 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿 3-2-9 新宿ワシントンホテルビル本館 2F
THE HUB 新宿ワシントン
・電話番号 +81-(0)70-1464-5888 :担当者 高倉洋一(所長兼コンサルティング部長)
・Email アドレス takakura@shcs.co.jp

愛の種を蒔き、希望の火を燃やし育てる —華鐘希望工程奨学基金募集の呼びかけ—

「月刊華鐘通信」編集部

2002 年末、弊社が発起人となって「華鐘希望小学校」建設の呼びかけ、12 年を経て、弊社やそのグループ企業の寄付の下、既に以下の 6 ヶ所の華鐘希望小学校が設立されて約 1,750 名の教師、児童が勉学にいそしんでいます。

- ①内蒙古赤峰市翁牛特旗華鐘第一希望小学
- ②雲南省普洱県慶明華鐘第二希望小学
- ③雲南省雲龍県天灯華鐘第三希望小学
- ④雲南省禄勛県団街華鐘第四希望小学
- ⑤雲南省景谷県正興華鐘第五希望小学
- ⑥四川省榮經県華鐘第六希望小学校

希望プロジェクトの活動参加において、この活動は長期的関心と恒久的支援が不可欠なものであるとの実感から、弊社は寄付金による学校建設の外、希望小学校の生徒たちに対する以下の支援を継続的に実施しています。

1. 「華鐘希望工程奨学基金」の設立

2006 年、華鐘希望小学校の発展を促進させ、優秀な教師と成績優秀な生徒を奨励し、貧困による就学困難な児童を支援する為、弊社は董事会の承認を得て上海市青少年発展基金会と「華鐘希望工程奨学基金」を設立しました。2014 年、上海市青少年発展基金会と『華鐘希望工程奨学基金運営弁法(試行)』を改定・締結して、従来の華鐘希望学校の教師・児童への奨学金と学校修繕金支給に加え、優秀な卒業生への奨学金支給、自然災害被災地の希望小学校の再建支援、華鐘愛心希望文庫設置支援等まで支援の対象を拡大しました。現在は毎年の春季・秋季の『華鐘』セミナーの会場で義捐金を募集し、上海希望工程弁公室を通じて『華鐘希望工程奨学基金』へ積み立てています。

2. 学習用品の寄付

6 校の華鐘希望小学校の生徒たちの学習、生活条件を改善する為、弊社の全従業員が一丸となって、毎年の年初に衣服類を集め、資金を拠出してカバン、字典、筆記用具等の学習用品を購入し、又、会員企業より 2 万本余りの



雲南華鐘希望小学校での贈呈式



衣服、学習用品、筆記具を受け取る生徒

ボールペン、鉛筆の寄付を受けて、春節前にこれらの衣服と学習用品を6校が所在する内蒙古及び雲南の青少年基金会に送り、基金会経由で各華鐘希望小学校への配布しました。

各華鐘希望小学校からは感謝の手紙と写真が届き、学校によっては、これらの衣服、学習用品、筆記用具の贈呈式を執り行い、生徒たち一人一人に手渡したとの事です。

3.「華鐘希望プロジェクト」専用ホームページの立ち上げ

会員企業の皆様に適時最新の「華鐘希望プロジェクト」の近況を理解して頂く為に、弊社ホームページ内に「華鐘希望プロジェクト」専用ページを設けて、逐次、各学校の状況と生徒たちからの手紙や贈呈式の写真等を掲載していきます。

4.「華鐘希望工程奨学基金」への義捐金募金の呼びかけ

弊社は広く会員企業様とその従業員の方々に、広く「華鐘希望工程奨学基金」への参加と奨学金原資のための義捐金募金を呼びかけます。会社からの募金は税前経費処理が可能ですし、個人の募金は領収書が発行されますので、心よりお待ちしております。

「華鐘希望工程奨学基金」義捐金募集要項

華鐘コンサルタントグループ

会員企業及び関連企業の皆様

弊社と華鐘グループ各社が6校の華鐘希望小学校建設後、これらの小学校の更なる発展と優秀な教師や生徒たちへの奨励及び貧困による学習困難な児童に学習の機会を与える為、弊社と上海市青少年発展基金会は共同して「華鐘希望工程奨学基金」の設立を致しました。今後、長期的に「華鐘希望工程奨学基金」を維持する為、弊社は自社と従業員にて寄付を行う他、会員企業やその従業員の皆様に対して積極的に当奨学金への参加を要請し、広く義捐金の募集を呼びかけます。

会員企業様におかれましては、以下の方法で直接弊社を通じて募金頂くか、或いは下記に義捐金をご送付いただくことが出来ます。弊社受領分は責任をもって上海市希望工程より交付される義捐金証書を受領して、皆様にお渡し致します。

更に多くの会員企業、従業員の皆様に華鐘希望小学校に関心を持って頂き、更に多くの愛の心が結集して、子供たちにとって暖かい愛の手となる事を希望します！

記

1. 募金所管：華鐘コンサルタントグループの全社員

Tel:021-6467-1198 Fax:021-6467-9155

2. 募金要領

1) 小切手か現金をご持参頂く場合：弊社副総経理以上か広報部担当迄

2) 郵便局振込の場合：住 所：巨鹿路 290 号 郵便番号：200020

受取人：上海市希望工程弁公室

3) 銀行振込の場合：上海市青少年発展基金会

口座番号：316531-00093050626 銀行名：上海銀行延中支行

注1：郵便局又は銀行振込の場合、振込伝票備考欄及び控え証憑に社名、電話番号及び「華鐘希望奨学基金」を明記下さい。

注2：募金 1,000 元以上の企業又は個人に対して希望工程弁公室より募金証書が交付されます。会社の場合はその証書をもって当年度の税前処理が可能となります。

提携関係にある開発区及びパートナーの紹介

江蘇・南通経済技術開発区	HomePage: www.netda.gov.cn
 南通経済技術開発区は、1984 年に設置された 14 ヶ所の国家級開発区の 1 つであり、管轄面積が 184 km²で、揚子江デルタ地域で外資系企業の集中的な製造基地となっており、「蘇通大橋」、「崇啓大橋」、「滬蘇通鉄道」、「北揚子江沿い高鐵」などの交通ルート及び「上海南通国際空港」、「通州湾港」の建設に従い、上海 1 時間の経済圏で最も潜在力持ちの発展地となっている。 当開発区は、国家環境保護総局から「ISO14000」国家模範区の称号が授与され、中国権威機構より選ばれた多国籍企業の進出において最も投資価値のあるトップ 10 の開発区であり、多国籍企業投資の最適な開発区でもあり、江蘇省政府から「社会治安安全区」の称号も授与されている。30 カ国と地域からの投資者により、累計で約 800 社の外資系企業が設立されており、投資総額は 250 億ドル以上に達した。その内、日系企業が 200 社余りほど進出しており、世界ベスト 500 社の企業より、投資案件が約 80 件ほど達した。医薬ヘルスケア、次世態情報技術、新エネルギー、智能製造、等の産業を重点的に発展させる。「次世態未来産業園」、「医薬ヘルスケア産業園」、「次世態情報技術産業園」「智能製造園」、「新エネルギー産業園」、「IC テスト産業園」等の産業特化パークと「能達ビジネス区」、「綜合保税區」、「中央イノベーション・エリア」の功能区からなっている。	
江蘇・蘇錫通科技産業園	HomePage: www.stpac.gov.cn
 蘇錫通科技産業園区は、2009 年に江蘇省とシンガポールの重点プロジェクトで、蘇州工業園区の姉妹園区として設立され、2020 年 11 月に蘇通科技産業園区と錫通科技産業園区が合併して、正式に「蘇錫通科技産業園区」に変更されました。園区は蘇州・無錫・南通の 3 都市が提携し、シンガポール・オーストリア・中国の 3 ヶ国の合作によって設立された国際園区です。 総開発計画面積は 100 平方キロメートルで、「フォーチュン・グローバル 500」企業を含む数百社以上の企業が進出しています。園区は、多国合作、三地協力によって国家級の「揚子江を跨ぐ融合発展試験区」を目指しています。 交通条件： 園区の周辺には高速道路、高速鉄道、空港、港が揃っており、水運、陸運、空運、鉄道を備えた立体的な交通ネットワークを有しています。 主導産業： インテリジェント製造業、電子情報業及び生命科学業 代表的な進出企業： 丸紅、オンド、広島アルミ、小森機械、SFS、STIWA、華為など レンタル工場の物件情報： Plainvim、GLP など著名なデベロッパーが揃っています。工場面積は 2,500 平方メートルのものから 10,000 平方メートル超までで、1 階建て・多層階のいずれもあり、オーダーメイドも可能です。多様な業界の企業様のご要望を満たすことができます。	

江蘇・常熟経済技術開発区	HomePage: www.cedz.org
常熟経済技術開発区は華東地区に位置する国家級の開発区であり、上海市街地まで 80KM、蘇州市と無錫市まで何れも 40KM の好立地で、開発面積は 156 km²があります。1992 年創立以来、600 社余りの外商投資企業が既に進出し、総投資額は 446 億米ドルを超えています。G15 沈海高速道路、S38 常合高速道路及び上海からの高速鉄道が当開発区を通り、また、国際港である常熟港も区内にあり、交通の便が良く、製造業と物流業の理想の投資場所です。当開発区は自動車及び自動車部品、音響産業、電子情報、新材料新エネルギー、設備装置などの製造業を柱産業として育成しています。それ以外に、地域統括本社、研究開発センター及び貿易会社も積極的に誘致に取り組んでいます。 当開発区には電気、上水、排水、ガス、蒸気、産廃処理等「十通一平」というインフラ施設が整っており、従業員も安定に確保できます。また、レンタル工場があり、電子情報、機械設備製造、自動車部品等の産業でもご利用頂けます。それ以外、市場监督管理局、税関、商品検査検疫局等の政府行政部署が当開発区内に事務所を設置して、現地法人の設立から稼働運営までワンストップサービスを無償に提供しています。	

江蘇・常州西太湖科技産業園	HomePage: www.wj.gov.cn/index.php?c=phone&a=show&id=478994&catid=39480
常州西太湖科技産業園は 2013 年設立されおります。現在の西太湖は常州市の新たな都市センターです。常州市新たな核心区と先頭区でもおります。所在の常州市は揚子江デルタの中心に位置されて、交通が便利で、高度な工業基盤が整備されています。上海、杭州、南京三つの大都市は常州市で合流しており、地理位置は特に恵まれております。西太湖は、常州を長江デルタ地域により良く融合させ、スマート製造業を中心とする長江デルタ地域の中核都市に育てるために提出した新しい都市計画であります。園區は江蘇省政府の認可により設立されました省級経済開発区で、総面積は 70.5 平方キロメートル、蘇南第二大の湖と隣接し生態環境はすごく優美です。 園區は現在 200 社以上の外資企業と 12 社の上場企業を有してます。園區は医療健康産業、新エネルギー産業（水素エネルギー産業）、新素材産業、新製造産業をリード産業として重点的に発展させるクリーン工業区です。 園區は長年引き続き日本企業向けの『日本中小企業工業園』を力尽くして発展しております。入居敷居なし、土地代、家賃、人材政策など特別な優遇を提供してます。 園區は「法治、誠心誠意、効率、Win-Win」を理念とし、全過程、全方位の良質サービスを提供致します。日本企業の投資をいつでも大歓迎致します。	

江蘇・常州国家高新技术産業開発区	HomePage: www.cznd.gov.cn/
 常州国家高新技术産業開発区は長江の南に位置し、長江デルタ地域の中心部に立地しています。1992 年、第 1 グループとして認可成立された国家級高新技术産業開発区の 1 つであり、総面積は 508.91km²、人口は約 90 万人です、2024 年の GDP は 2234.56 億元に達しました。区内のインフラ基盤は整っており、交通の便が良く、港、国際空港、高速鉄道、高速道路、地下鉄の全てが揃っています。2023 年、常州市は中国第 25 番目の GDP 一兆元を達する都市となり、そして人口が最も少なく、面積が小さく、発展レベルが高い兆元都市となりました。常州国家高新技术産業開発区は常州市全体での僅か九分の一の面積、六分の一の人口で、五分の一の GDP を提供しました。 全区には計 10 万数社の企業が存在しており、このうち 1.3 万社以上が工業企業です。現時点での全区の外資導入実績は 162 億米ドルを突破しており、外資企業の入居数は 2,100 社超となっています。常州の新たな産業配置に基づき、常州国家高新技术産業開発区はソーラースマートエネルギー、炭素繊維及び複合材料、新エネルギー車・自動車コア部品、次世代情報技術、新医薬・医療機器、スマート装備製造などの産業を重点的に発展させる方針です。2022 年 1 月、江蘇省の認可により、国際合作パークとして中日（常州）智能製造産業パークが成立しました、常州唯一の中日産業パークです。現時点で、同産業パークには累積約 260 社の日本企業が入居しています。また、区内には 50 店舗を超える日本料理店や居酒屋がある日本人街もあり、1,000 人以上の日本人が生活しています。投資意向のある企業様の現地訪問視察をお待ちしております。	

江蘇・太倉市招商局	HomePage: invest.taicang.gov.cn
 太倉は江蘇省蘇州市に属し、総面積 810 キロメートル、総人口 103 万人、古来の「魚と米の郷」であり、春秋時代の呉王がここに穀物倉庫を建てたことから、その名が付いたと言う。太倉は絶好の立地条件を有し、上海とは一衣帯水で、上海中心部から僅か 50 キロメートル、車で 1 時間の距離にある。現段階では 6 つの高速鉄道が太倉で交差しており、15 分で上海虹橋国際空港に着き、上海の 10 本以上の地下鉄とシームレスに繋がっている。太倉港は揚子江最大の港で、コンテナ取扱量は世界 22 位、中国 8 位にランクされ、219 本の国内外航路がある。日本とは、東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・門司・博多・川崎・那覇・下関と清水等 13 の埠頭と直結している。 太倉は揚子江デルタ地域で最も投資価値の高い新興工業都市の一つであり、ハイエンド機器製造・新機能材料・物流貿易・航空宇宙工業・バイオメディシン等の産業を重点的に発展させている。現在すでに 1700 社以上の外資系企業が進出しており、中にはフォーチュン 500 企業が 40 社含まれている。また、中国の「ドイツ企業の郷」とも称され、ボッシュ、シェフラー等のドイツ系企業が 500 社あまりいる。西北工業大学と西安交通リバプール大学という 2 校の中国一流大学が太倉にキャンパスを設け、優秀な人材を現地企業に供給している。太倉にはホンダ、三井造船、ニトリ、アルパイン、堀場製作所等の日系企業 193 社が集まっており、総投資額が 20 億ドル以上に達している。太倉市政府は絶えず土地空間整備に取り組み、毎年 130 万平方メートル以上の新規工業土地を提供することによって、日本企業の長期的かつ安定した発展を支えるようにしている。 「上海をつなぐ、上海をめざす」太倉は、上海との同一都市化を図ると共に、より優れたビジネス環境とより広い発展空間の提供に力を入れ、進出企業がしっかりと太倉に根を下ろし、ウィンウィンの発展を遂げられるよう全力を尽くしている。	

浙江・嘉興経済技術開発区	HomePage: jxedz.jiaxing.gov.cn/
 嘉興経済技術開発区は 1992 年 8 月に設立され、嘉興市都市部と緊密につながる都市型開発区であり、浙江省五つ重点開発区の一つでもあります。2010 年 3 月に国務院より国家級開発区に昇格されました。開発区の計画面積は 110KM²、人口は 30 万人です。今、開発区には外資企業 670 社余り、中に日系企業 60 社余りがあり、自動車部品、精密機械、食品加工の産業群が形成されました。開発区は産業転換とアップグレードモデル区、科学教育商業総合区、国際商务区、先進製造業団地に分けられて、重点的に自動車部品、装備製造、食品、半導体産業、5G 設備製造などの先進製造業と現代サービスを誘致しています。	
浙江・独山港経済開発区	HomePage: www.pinghu.gov.cn/col/col11229446397/index.html
 浙江独山港経済開発区は省級の経済開発区で、長江デルタ地域の中心である上海市に隣接しています。また上海浦東国際空港や上海虹橋国際空港などの三大空港まではいずれも車で約 1 時間の距離で、非常に良い環境に恵まれています。 独山港経済開発区は国家 1 類の港湾を擁し、石油化学ふ頭、コンテナふ頭、雑貨ふ頭を建設・保有しています。上海国際輸送センターを構成する重要な地域でもあり、国内最大のコンテナ港である洋山港からの距離は約 40 キロメートルです。 当開発区の計画面積は 111.9 平方キロメートルで、ファインケミカル、設備製造、港湾物流を主要産業とし、現在は多くの外資企業が入居しています。現在、BASF、クラリアント、オルネクス、アデカ、SCS、PG、KBR、松川遠億など多くの著名企業が入居している。	
遼寧・大連普湾経済区	HomePage: -
 Dalian Puwan Economic Zone 大連普湾経済区 大連普湾経済区は大連金普新区（国家レベル新区）の三大機能区の一つであり、大連市の地理中心に位置している。中日（大連）地方発展協力モデル区の二つの重要園区—中日生態モデル新城と松木島化学工業産業開発区はいずれも普湾経済区に位置している。中日生態モデル新城は新エネルギー自動車の整車と部品、ハイエンド設備製造産業を重点的に発展させ、日系企業の集積地を作り上げる。松木島化学工業産業開発区は遼寧省が認定された第一陣省レベル専門化学工業園区であり、ファインケミカル、新材料産業を重点的に発展している。普湾経済区は土地の積載空間が広くて、交通条件が便利で、産業インフラが完備し、投資政策が優越で、すでに多くの日系企業と深い協力関係を築してきた。	

山東・東営経済技術開発区	HomePage: www.dyedz.gov.cn
 東営経済技術開発区は黄河デルタ地域初の国家級開発区です。黄河デルタ地域の中心都市であり、中国第二の規模を誇る勝利油田の所在地である東営市に立地しています。東営市の面積は8,257 平方キロメートル、人口 221 万人、優越したロケーション、豊富な自然資源、堅実な産業基盤、優美な環境で住み易く、全国文明都市、中国優秀観光都市、国家生態ガーデン都市、第 1 期国際湿地都市であって、中国東部における最も発展潜在力のある都市です。東営市には 8 社の中国企業ベスト 500 社企業、15 社の中国民営企業ベスト 500 社企業が存在し、そのランキング入りしている企業数は連続 14 年間山東省では第 1 位です。 30.60 ダブルカーボン目標という大きなバックグラウンドの下、山東省は 3,500 万 kw の海上風力発電基地を計画、予定では『十五五』（第 15 期 5 ヶ年計画、2026 年～2030 年）末までに建設を完了します。さらに東営市では同時に山東省全省 4,200 万 kw の海上太陽光発電計画、4,000 万 kw の魯北塩碱灘塗風力太陽光備蓄基地の主要用地でもあります。資源開発は巨大な量の装備市場需要をもたらし、東営経済技術開発区は敷地面積 8,800 ムーの東営海上風力発電装備産業パークの建設を計画しており、海上風力発電を主とし、海上陸上互換、全国最大、世界一流の全産業チェーン海上風力発電装備産業基地と風力発電マザーポートを徐々に確立して行きます。 その主導産業は石油化工、ゴムタイヤ、石油装備、非鉄金属、新素材等であり、新エネルギー、バイオ医薬、交通装備、航空宇宙産業を重点的に発展させます。	

山東・青島日本国際ビジネスハブ	HomePage: www.cjch-qd.com
 青島日本国際客庁 Qingdao International Business Hub (Japan)	青島日本国際ビジネスハブは、自由貿易試験区青島エリア・国際経済合作区内に立地しています。青島市が重点的に建設した五つの国際ビジネスハブのひとつであり、2020 年 5 月 19 日に正式に使用が開始されました。国外向けには国際資源を繋げ、国内向けには国際資源を輸入し、中国市場に進出意向のある日本企業や商工会議所のために、そして国際資源とマッチング意向のある国内地方政府、企業のために、それぞれ展示、プロモーション、説明会、商談会、取引などの機能を集めて一体化した全方位サービスをご提供します。また法律、監査、会計、ビザ、生活などの付帯サービスもご提供します。ORIX グループと共同で「中日産業のスーパー連結者」というプラットフォームを立ち上げ、世界中の高質な日系企業が青島への進出を促進しています。中日地方経済合作の新理念を刷新して、中日交流合作の新たなメカニズムを確立し、新時代の青島市対日新高地の構築、中日合作の新たなプラットフォームの確立に努力しております。



2025 年春季セミナー資料編

2025 年 5 月

華鐘コンサルタントグループ



上海華鐘コンサルタントサービス有限公司



上海華鐘投資コンサルティング有限公司



上海華鐘信息管理コンサルティング有限公司



上海華鐘国際貿易有限公司



株式会社華鐘コンサルティング